

第6回 長野県地域スポーツ・文化芸術活動 推進連絡協議会

日時：令和6年11月25日（月）

13：30～15：30

会場：長野県スポーツ会館

1 開会

2 教育次長挨拶

3 報告事項

- | | | |
|-----|---|------|
| (1) | 啓発リーフレット（ご意見を反映した完成版）について | P 1～ |
| (2) | 指導者人材リストチラシ（ご意見を反映した完成版）について
・信州地域クラブ活動指導者リスト登録申込書
・信州地域クラブ活動指導者リスト設置要綱 | P 4～ |
| (3) | 令和6年度 中学校部活動の地域クラブ活動への移行 進捗状況 | P 12 |
| (4) | 令和6年度 地域スポーツクラブ体制整備事業に取り組む市町村 | P 13 |

4 協議事項

- | | | |
|-----|--|-------|
| (1) | 指導者の質の担保について | P 14～ |
| (2) | 今後の取組について
・信州地域クラブ活動応援サポーター制度について
・指導者人材リストチラシ他、周知啓発について | P 23～ |
| (3) | その他 | |

5 その他・連絡

- | | | |
|-----|---------------------------|-------|
| (1) | 市長会・町村会配布資料 | P 29～ |
| (2) | 地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ（第3回） | P 32～ |

6 閉会

1 リーフレットの記載内容について

No.	ご意見・要望	最終
1	<p>①Q2:「新たな地域クラブ活動」の「新たな」は不要。既存の団体・組織が受け皿となるケースもあるため、誤解のないように削除願います。</p> <p>②QA全体を見ても、初めて見た人は「地域クラブ活動」とは何なのかかわからないと思われまます。例などを示した方が良いと思います。</p> <p>③Q4:指導者の資質が問われている中で、資質を担保するために研修等を実施する旨、明記した方が良いと思います。</p> <p>④無理だとは思いますが、表面「休日から」という文言を削除していただきたい。</p>	<p>①大きい見出しにある「新たな」を削除します。</p> <p>②地域クラブのイメージ図(スポーツ庁)を掲載します。</p> <p>③Q2:「地域クラブ活動の目指すところは？」に、「研修等によって指導者の資質向上に努め、安全・安心なクラブ活動が展開できるように」を加筆します。</p> <p>④長野市にとって、数年後の平日完全移行も見据えてのご意見と伺いますが、他市町村も考慮し、「休日から段階的に」と表記します。</p>
2	<p>①Q3:県の方針の一つ目の「移行します」と言い切りでよいか。言い切るのであれば、いつまでに？</p> <p>②Q3:県の方針の三つ目の「勤務時間外」の前に「職員の」を入れる。</p>	<p>①市町村の状況を踏まえ、いつまでとは明記できませんが、全体の方針として「移行します」の表現で表記します。</p> <p>②「教員の」を加筆します。</p>
3	<p>①子どものいる市職員に見てもらったところ、保護者は活動保障・お金・送迎に対し一番関心と不安感がある。それに対する説明が「ご承知おきください」だけだと、対応できない子ども(家庭)は活動ができないってこと？と感じる。という意見をいただいた。もっと県民が安心できる文言にすべきではないか？</p>	<p>①「各自治体に、会費の低廉化を求めるとともに、支援のあり方について研究してまいります」と加筆します。</p>
4	<p>①Q3:「早期の実現を目指しつつ」⇒入れたい気持ちは分かるが、いらないと思います。</p> <p>②Q3:「休日の学校部活動の」⇒「休日の中学校部活動の」でない理由をお聞きしたいと思います。</p>	<p>①令和5年度末に出した県の方針を引用しました。現在が国の改革推進3年期間中の2年目であることや、平日もできることから推進していったほしいという期待を込めて「早期の実現を目指しつつ」と表記します。</p> <p>②令和5年度末に出した県の方針を引用しました。誤解がないよう「中」を加筆します。</p>

2 その他

No.	ご意見・要望	方向性
1	<p>①各市町村の地域住民に浸透させないと、パンフレットの効果が半減してしまいます。各市町村教育委員会にパンフレットの展開方法を指南或いは確認いただくようお願いします。</p>	<p>①公立並びに私立への学校(保護者)への周知は、教育委員会・県民学びの支援課経由にて。競技団体等には県スポーツ協会経由にて。企業等には、経営者協会を通じて配布予定。その他必要に応じて、庁内PTで展開方法を検討してまいります。</p>

中学校の部活動を 休日から段階的に 地域クラブ活動に移行します

一人ひとりの
「好き」や「楽しい」、「なぜ」を
とことん追求できる
「探究県」長野の学び

「第4次長野県教育振興基本計画」における以下の「施策の柱」の具現化を図ります

- 生涯にわたり誰もが学び合える地域の拠点をつくる
- 文化芸術・スポーツの身近な環境を整え、共感と交流が生まれる

長野県教育委員会は、新たな地域クラブ活動を通して、以下の姿を目指します

- ◆ 地域の実情や願いに応じたスポーツ・文化芸術活動を充実
- ◆ 子どもたちの多様なニーズに応じた活動機会の創出
- ◆ 他校の生徒との交流による社会性の伸長
- ◆ 多世代交流機会の増加による地域コミュニティの強化
- ◆ クラブ単位による各種大会・競技会等への参加
- ◆ 教員の働き方改革を推進し、地域の学校教育の質の向上



■ 部活動の地域移行って？

学校部活動を地域の多様な主体が運営・実施する地域クラブ活動へと移行していくものです。

学校とも連携しながら、多様な活動を、可能な限り低廉な会費で実施します。

(スポーツ庁 Web広報マガジン DEPORTARE 数字で見る
スポーツの価値 #12 (2023年3月29日) 参考)

① 部活動と「地域クラブ活動」はどこが違うの？



本県の「部活動地域移行」に関わる会議資料等はこちら

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/hokenko/chiikiikou.html>



【地域クラブ活動 お問合せ先】	
<p>【スポーツ関係】 保健厚生課 学校体育係 電話 026-235-7448 FAX 026-234-5169 Email sports-gakko@pref.nagano.lg.jp</p>	<p>【文化・芸術関係】 学びの改革支援課 義務教育指導係 電話 026-235-7434 FAX 026-235-7495 Email kyogaku@pref.nagano.lg.jp</p>

ALL信州で支える

「地域クラブ活動」って何？

(Q1) 県内中学校の部活動における課題は？

- 生徒数の減少により、学校単独での活動や大会参加が難しい
- 廃部や休部により、生徒の興味・関心のある部活動の保障が難しい
- 専門外顧問が60%以上。専門的な指導ができず、教員の負担感も高めている

(Q2) 地域クラブ活動の目指すところは？

- 「地域の子どもは、学校を含めた地域で育てる」の理念のもと、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の拠点を地域で築けるように
- 生徒の多様なニーズに応じた活動を地域において安定的に行えるように
- 地域において多世代と関わる機会が増え、地域活性化の一助になるように
- 教員の働き方改革が進み、教科指導等の充実が図られ、学校教育の質が向上するように
- 研修等によって指導者の資質向上に努め、安全・安心なクラブ活動が展開できるように



(Q3) 県の方針（移行時期や平日の活動）は？

- 原則として、休日・平日ともに全ての中学校部活動を新たな地域クラブ活動に移行します
- 国が示す令和7年度までの改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目途に休日の中学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指します
- 平日はできるところから移行を進め、難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施します

(Q4) 地域や保護者にできることは？

- 地域クラブ活動の指導者、又は協力者として「信州地域クラブ活動指導者リスト」への登録にご協力をお願いします。

※「信州地域クラブ活動指導者リスト」への募集案内はこちらから ➡

<https://forms.office.com/r/G9p29G1w8T>



- 保護者の皆様方には、クラブ運営に係る会費や練習会場までの送迎等のご負担をおかけする場合がございます。各自治体に会費の低廉化を求めるとともに、支援のあり方について研究してまいります

1 チラシの記載内容について

No.	ご意見・要望	最終
1	①スケジュールを載せたらどうか？ (前回の県協議会では11月から12月にとりまとめ、12月後半から市町村に紹介するとのことでしたが)	①第一次とりまとめとマッチングは12月予定ですが、以後も募集しますので、募集終了と誤解されないよう敢えて記載しません。
2	①学校教育活動の質の向上⇒質は今回必要なか疑問があります。 ②Q&Aの二つ目の報酬や交通費は⇒報酬や交通費等は保険もあるので如何でしょう。	①休日部活動の地域移行が教員の負担軽減、授業改善の一端につながればと考え、原案通りとします。 ②保険はクラブ運営の経費内と考え、敢えて記載しません。
3	①登録者へのインセンティブについて記載した方がよい。	①現在、可能なインセンティブ「登録者には、県内のスポーツ・文化芸術活動の大会等に係る情報提供やオンラインによる研修(無料)を実施いたします」を記載します。
4	①既に指導している人の取り扱い(登録が必要または不要)について、触れたほうがよいと感じました。 ②どういう人に呼びかけているのか、明確な例を挙げたほうがよい。	①既存の指導者にも新規登録者同様のインセンティブが付与されるとともに登録していただくようにし、「既に地域クラブで指導・協力していただいている方もご登録いただけます」と記載します。 ②PTAの方等の具体例を挙げるのは難しく、代りに、表面は、「子どもの健全な成長をサポートしたい、情熱をもつ方、指導者資格不要、教員免許不要、経験不問」とし、裏面には、「登録する活動は特に限定せず、指導者として、また安全な活動を見守っていただける地域の皆様…」によって、多くの方に呼びかけています。
5	①リーフレットの表題は「…指導者リスト 募集！」ではなく、「…指導者 募集！」ではないか。 ②URLの下の文書について 1「早期の実現を目指す」何が？を記す。部活動の地域クラブ移行 2「目指しつつ…目指しています」の表現が気になる。 ③生徒に関わっていただく以上、「非違行為防止」の指導をお願いしたい。	①「地域クラブ活動指導者及び安全な活動を見守っていただける地域の皆様 募集！」と記載します。 ②「長野県教育委員会は、中学校部活動の地域移行の早期実現に向けて、令和8年度末を目途に休日部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指しています」と記載も検討しましたが、前段の意味合いが弱まりますので、既に示している県の方針の記述通りにします。 ③登録者には、オンラインによる研修(無料)を実施いたします。また、今後の取組として、「指導者必携デジタルハンドブック」の作成を検討します。
6	①登録しても必ずしも採用にはならないことを明確に伝える方がよいのではないのでしょうか。	①「登録しても、必ず採用されるわけではありません」を加筆します。

No,	ご意見・要望	最終
7	<p>①裏面の「今後、市町村が主体となって推進する地域クラブの設立に向けた支援策であり、」という文言は不要。(または、市町村を地域に置き換える)「中学校部活動の受け皿となる地域クラブ活動への支援を目的とした」へ変更を。</p> <p>②表面の「あなたも地域クラブで指導してみませんか」の「指導を」を指導以外にも見守り等も募集していることから「活躍」にしてはどうか。</p> <p>③可能であれば、登録者が受けるオンラインによる研修の内容や時数等が分かると、保護者の方の安心につながると思う。</p> <p>④誤字「情熱をもつ方」</p> <p>⑤長野市は既存のクラブを運営主体として地域移行を進めているので、「みんなで創る」の表現が誤解を生じる可能性がある。</p>	<p>①中学校部活動の地域移行は、新たな地域スポーツ・文化芸術活動の創出であり、「中学校部活動の受け皿」という表現は避けたく、したがって、「今後、地域が主体となって推進する地域クラブの設立・・・」を記載します。</p> <p>②「活躍」に変更します。</p> <p>③裏面「指導者リストQ&A」にて、具体的な研修内容の一部を記載します。</p> <p>④「情熱をもつ方」に修正します。</p> <p>⑤「ALL信州で支える」の表現に変更します。</p>
8	<p>①裏面の文章について以下の文案にして以下のように表記すればどうか。 長野県では、令和6年3月に策定した「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」に沿って、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる社会環境の構築を目指すとともに、教員の働き方改革による学校教育活動の質の向上を図ることを目的に、中学校部活動の地域クラブ活動への移行を進めています。 信州地域クラブ活動指導者リストは、今後、市町村が主体となって推進する地域クラブへの移行を進めるための支援策であり、指導者としてまた安全な活動を見守っていただける地域の皆様と地域クラブをつなぐマッチングツールです。</p>	<p>①左記を参考に記載しますが、長野市の要望により、「今後、市町村が主体となって推進する」を「今後、地域が主体となって推進する」に変更します。</p>

2 入力フォームについて

No,	ご意見・要望	最終
1	①公開情報として、指導可能エリアとあるが、入力フォームには入力欄がない。整合すべきではないか。	①入力フォームを修正します。
2	①登録フォームの入力項目に(指導可能な地域、エリア・持っている資格内容)が欲しい。	①入力フォームに追加します。
3	①シンプルで応募しやすいと思います。ただ、年齢と職業についての設問があったほうが良いと思います。(選択式)	①入力フォームに追加します。
4	<p>①設問12に小学生も追加してはどうか。</p> <p>②誤字、設問7と11。</p>	<p>①追加の方向で検討しましたが、中学生と高校生にしました。</p> <p>②修正します。</p>

NO,	ご意見・要望	最終
5	<p>①登録者へ個別メール等で詳細をお聞きする方式でしたらよいかと思いつつ、基礎的情報として、「男女の別」「凡その年齢(例:20代、30代、40代など)」は必要ないか。今の時代、お尋ねしにくさはあるが、後々必要な情報は、最初から収集した方がよい。</p> <p>②「7」の「指導者」と「協力者」の違いがわかるような簡単な説明があるとわかりやすい。</p> <p>③「8」と「9」の間で、例えば、「8」でサッカーとスキーと書いた方が、「9」でサッカーの資格はあるが、スキーの資格がないという場合、回答が困るのではないか。</p> <p>④最後に「その他」というような項目を入れ、登録者が自由に問い合わせできるような欄があってもよい。</p>	<p>①入力フォームを修正します。</p> <p>②チラシには協力者について記載しましたが、入力フォームには記載しませんでした。今後、問い合わせがあるなど、必要に応じて加筆がします。</p> <p>③入力フォームが複雑になりすぎることなく、自由に所有資格を記入していただければと判断しました。</p> <p>④入力フォームを修正します。</p>
6	<p>①登録希望者は、競技力の向上を目指すのか、違う側面を目指すのか、登録の段階で、希望する指導の方向性が分かるとよいのではないのでしょうか。</p>	<p>①検討しましたが、入力フォームの回答が多くなり過ぎるのを避けました。</p>

3 その他

No,	ご意見・要望	方向
1	<p>①人材リスト公募の結果として、求める人材がいない地域やエリアが出てくると予想します。県として、二の矢として何か考えているか聞きたい。</p> <p>②新たな地域クラブと人材登用について、一定の基準を県から示して欲しい。(自治体間格差が大きいことは地域移行を進める上で良くないと考えます。)</p>	<p>①リモートによる遠隔指導を研究中で、令和7年度には、実証事業のメニューに加え、成果と課題を研究してまいります。</p> <p>②地域クラブの定義は今後協議します。人材登用の一定基準(指導者資格の有無?)については、平日の移行も見据えて、現在のところ指導者資格は特に問わず、研修や指導者必携デジタルハンドブックについて今後協議したい。</p>
2	<p>①指導者登録は誰もができるということなので、資質の判断には一切関わりを持たないということでしょうか。</p> <p>②一度登録すれば無期限で登録されたままになるのでしょうか。</p> <p>③2つ以上の組織から採用したい旨の希望があった場合、どのように対応するのでしょうか。</p> <p>④謝金(報酬等)は運営団体・実施主体等の規定によってなっていますが、差を埋めるような対応はされるのでしょうか。</p>	<p>①信州地域クラブ活動指導者リストは依頼のあった市町村やクラブに指導者・協力者を斡旋するものであり、指導者資質の判断は、実際に面談・交渉を行う地域クラブが判断してください。</p> <p>②事務局に登録削除依頼があれば、削除します。また、個人情報の厳守に努めてまいります。</p> <p>③登録者には、複数クラブから依頼があることを伝えます。登録者は複数クラブと交渉した結果、登録者本人クラブを決定することになります。</p> <p>④持続可能なスポーツ・文化芸術活動の拠点を地域で構築するためには、指導者謝金もある程度必要で、正当な報酬が指導者としての使命感が高まると考えます。最低賃金(948円)程度は、保障できるよう支援策を検討してまいります。</p>

及び

安全な活動を見守って
いただける地域の皆様

募集！

あなたも地域クラブで 活躍してみませんか

「子どもの健全な成長をサポートしたい」情熱をもつ方

詳しくは、信州地域クラブ活動指導者リスト設置要綱をご覧ください。



登録者には、県内のスポーツ・文化芸術活動の大会等に係る情報提供や
オンラインによる研修（無料）を実施いたします

※ 既に地域クラブで指導・協力していただいている方もご登録いただけます

指導者・協力者 登録はこちら



長野県教育委員会は、国が示す令和7年度までの改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の
環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末
を目途に休日の中学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指しています

【信州地域クラブ活動指導者リスト お問合せ先】

【スポーツ関係】

保健厚生課 学校体育係

電話 026-235-7448

FAX 026-234-5169

E-mail sports-gakko@pref.nagano.lg.jp

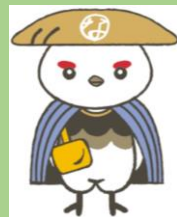
【文化・芸術関係】

学びの改革支援課 義務教育指導係

電話 026-235-7434

FAX 026-235-7495

E-mail kyogaku@pref.nagano.lg.jp



学び応援キャラクター

「信州なび助」

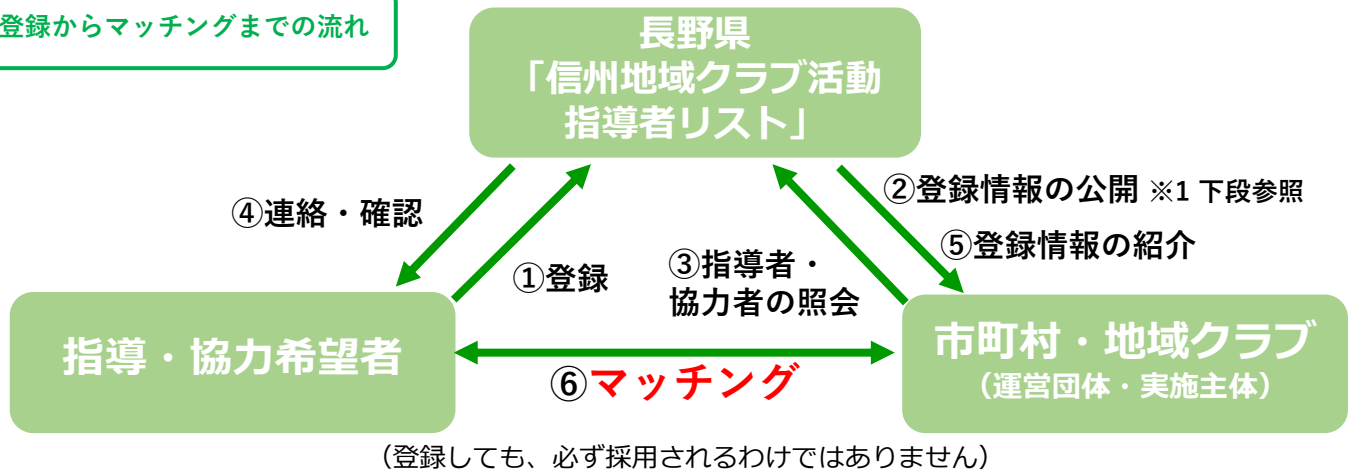
©長野県教育委員会

信州地域クラブ活動指導者リストについて

長野県では、令和6年3月に策定した「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」に沿って、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる社会環境の構築を目指すとともに、教員の働き方改革による学校教育活動の質の向上を図ることを目的に、中学校の部活動の地域クラブ活動への移行を進めています。

信州地域クラブ活動指導者リストは、今後、地域が主体となって推進する地域クラブ活動への移行を進めるための支援策であり、指導者として、また安全な活動を見守っていただける地域の皆様と地域クラブをつなぐマッチングツールです。

登録からマッチングまでの流れ



(登録しても、必ず採用されるわけではありません)



指導者リストQ & A

Q. 誰でも登録できますか？

A. 18歳以上の方であれば、指導者資格や指導歴がなくても登録可能です。詳しくは「信州地域クラブ活動指導者リスト設置要綱」をご覧ください。

Q. 登録の対象となる活動（競技種目や文化芸術活動）は、決まっていますか？ ↑設置要綱

A. 登録する活動は特に限定いたしません。スポーツや文化芸術活動に関する活動で、地域の部活動にはない活動やレクリエーション的な活動など幅広い活動を想定しています。また、指導ではなく、子どもたちの活動を見守っていただける方もご登録ください。

Q. 指導者として採用された場合、指導報酬等はどうなりますか？

A. 報酬額や交通費は、運営団体・実施主体等の規定によります。

Q. 指導者・協力者への研修（無償・オンライン）とは、どのような内容ですか？

A. コーチングの基本、ハラスメント防止をはじめ、スポーツ医科学や心理学等、多面的な内容を想定しています。

○ 登録いただいた情報は、指導者や協力者を求める県内の市町村（県立学校含む）、地域クラブへ情報共有させていただきます。目的外での使用は一切いたしません。

※1 公開する情報は、登録した活動、年代、性別、居住エリア、指導可能エリアのみとなります。



「信州地域クラブ活動指導者リスト」登録申込書

この登録用紙に入力いただいた個人情報は、長野県内の市町村教育委員会等に情報提供する等、「信州地域クラブ活動指導者リスト」に係る業務の円滑な遂行のためのみに利用します。その他の目的で利用することはありません。

また、入力前に必ず「信州地域クラブ活動指導者リスト設置要綱」を確認してください。

・「信州地域クラブ活動指導者リスト設置要綱」を確認しました。	<input type="checkbox"/> (□の中に✓を入力)
・私は、「信州地域クラブ活動指導者リスト設置要綱」第3条の登録要件を全て満たしています。	<input type="checkbox"/> (□の中に✓を入力)
・必要事項について、関係機関に照会することに同意します。	<input type="checkbox"/> (□の中に✓を入力)
・個人情報の取扱いに同意します。	<input type="checkbox"/> (□の中に✓を入力)

氏名		性別	
フリガナ		生年月日	
住所	〒		
電話番号			
E-mail			

指導・協力可能地域【10広域】(複数回答可)

<input type="checkbox"/> 北信地域	<input type="checkbox"/> 長野地域	<input type="checkbox"/> 佐久地域	<input type="checkbox"/> 上小地域	<input type="checkbox"/> 大北地域
<input type="checkbox"/> 松本地域	<input type="checkbox"/> 木曽地域	<input type="checkbox"/> 諏訪地域	<input type="checkbox"/> 上伊那地域	<input type="checkbox"/> 飯伊地域

指導・協力可能市町村(複数回答可) (例) ○○市、▲▲町、□□村

--	--	--

指導者・協力者の選択(複数回答可)	<input type="checkbox"/> 指導者	<input type="checkbox"/> 協力者
-------------------	------------------------------	------------------------------

既に地域クラブ活動で指導している方	<input type="checkbox"/> (□の中に✓を入力)
-------------------	-------------------------------------

指導可能種目(複数回答可) (例)陸上競技、サッカーダンス、書道、等

--	--

指導者資格等の有無 (例)コーチ1(JSPO)、C級ライセンス(サッカー)

--	--

指導・協力対象年代(複数回答可)	<input type="checkbox"/> 中学生	<input type="checkbox"/> 高校生
------------------	------------------------------	------------------------------

指導・協力可能レベル(複数回答可)	<input type="checkbox"/> 初級	<input type="checkbox"/> 中級	<input type="checkbox"/> 上級
-------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

指導・協力可能曜日と時間(複数回答可)

<input type="checkbox"/> 土曜日	時 分 ~ 時 分
<input type="checkbox"/> 日曜日	時 分 ~ 時 分
<input type="checkbox"/> 月曜日	時 分 ~ 時 分
<input type="checkbox"/> 火曜日	時 分 ~ 時 分
<input type="checkbox"/> 水曜日	時 分 ~ 時 分
<input type="checkbox"/> 木曜日	時 分 ~ 時 分
<input type="checkbox"/> 金曜日	時 分 ~ 時 分

備考欄 (その他、伝えておきたいこと)	
------------------------	--

信州地域クラブ活動指導者リスト設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本県における中学校部活動の地域連携や地域移行の推進に向け、地域クラブの指導者・協力者を市町村・市町村教育委員会又は地域クラブ（以下「市町村等」という。）の求めに応じて情報提供することを目的として設置する「信州地域クラブ活動指導者リスト」（以下「指導者リスト」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、指導者リストに登録した者を「指導者・協力者」という。

(登録の要件)

第3条 指導者・協力者は、スポーツや文化芸術活動への関心や指導意欲をもち、県内の地域クラブでの指導・協力等が可能な者で、次の各号全ての条件を満たす者とする。

- (1) 登録する年の4月1日現在で18歳以上であること
- (2) これまでの指導・協力等において、体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項のない者であること
- (3) 地方公務員法第16条^{*1}及び学校教育法第9条^{*2}の欠格条項に該当しないこと

(運用の方法)

第4条 指導者リストに登録を希望する者は、「信州地域クラブ活動指導者リスト」登録申込書（オンライン含む）により、長野県教育委員会あて申し込むものとする。

- 2 長野教育委員会は、当該申込書の記載内容を確認するとともに、必要な事項について関係機関に照会の上、適格と認められた場合は、指導者リストへ登録する。その際、登録した旨を指導者・協力者へ連絡する。
- 3 長野県教育委員会は、市町村等に対して指導者・協力者の登録情報を公開する。その際、公開する情報は、登録した活動、年代、性別、居住エリア、指導可能エリアのみとする。
- 4 長野県教育委員会は、市町村等からの照会を受けた際は、指導者・協力者に了解を得た上で、市町村等に対し、詳細な情報を提供する。
- 5 市町村等は、指導者リストの中から指導者等を任用する場合は、当該者へ直接連絡し、報酬や交通費、指導時間等の勤務条件の確認を行った上で面接等の選考方法によって決定する。なお、任用する際は、身分を証明する書面等により、本人確認を行うものとする。
- 6 市町村等は、指導者リストの中から任用した場合や任用した指導者・協力者が辞任した場合は、長野県教育委員会へその旨を連絡する。
- 7 長野県教育委員会は、市町村等から任用や辞任について連絡を受けた際は、指導者リストの情報を更新する。
- 8 指導者・協力者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに長野県教育委員会に連絡する。
- 9 長野県教育委員会は、指導者・協力者として不適格と認められる行為又は事実が確認された場合は、当該指導者・協力者の登録を取り消すことができる。

(研修)

第5条 長野県教育委員会は、指導者・協力者の資質の向上を図るため、指導等に必要な知識や技能等について研修会及び講習会を実施する。

(事故)

第6条 指導等に伴い発生した事故及び損害については、長野県教育委員会は責任を負わないものとする。

(個人情報保護)

第7条 登録した個人情報については、市町村等に情報提供する等、指導者リストに係る業務の円滑な遂行のために用い、長野県教育委員会において関係法令に基づき適正に管理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、長野県教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年(2024年)11月15日から施行する。

※1 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又はその競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※2 学校教育法第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員になることができない。

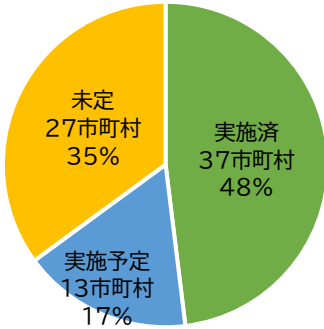
- 1 禁固以上の刑の処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11第1項から第3項までの規定により免許状取り上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

令和6年度 中学校部活動の地域クラブ活動への移行 進捗状況

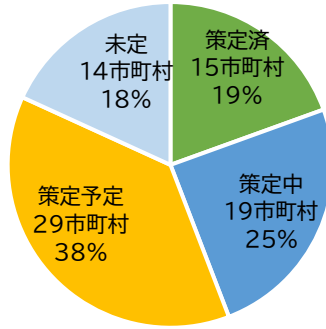
保健厚生課

1 アンケート、ガイドライン(推進計画)、協議会の設置(77市町村対象)

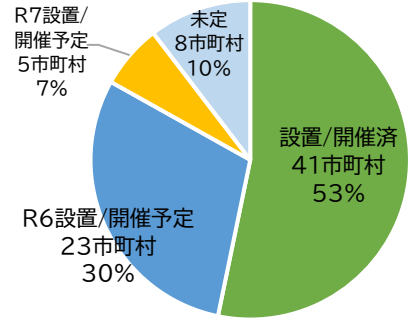
① アンケート調査の実施



② ガイドライン(計画)の策定

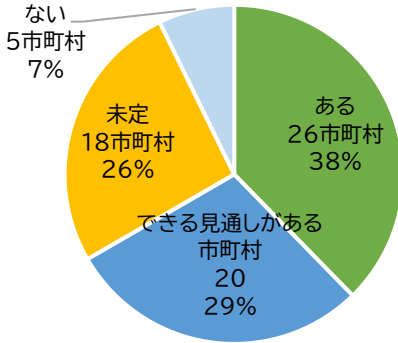


③ 協議会の設置/開催

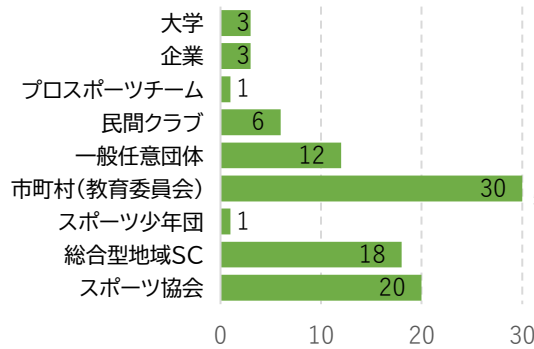


2 運営団体の見通しとその属性、地域クラブ活動の開始(協議会設置/予定69市町村のみ回答)

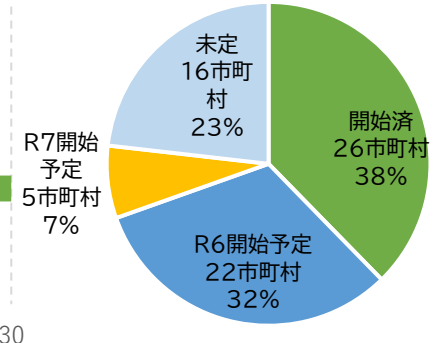
① 運営団体の見通し



② 運営団体の属性(複数回答可)

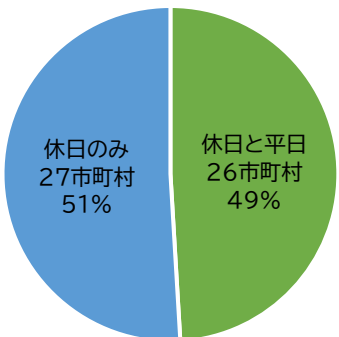


③ 地域クラブ活動の開始

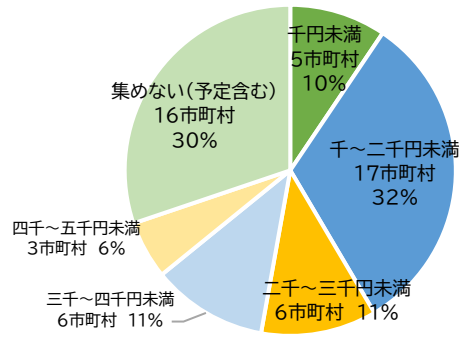


3 地域クラブ活動の実施日とクラブ会費(活動開始済/R6・7開始予定/53市町村のみ回答)

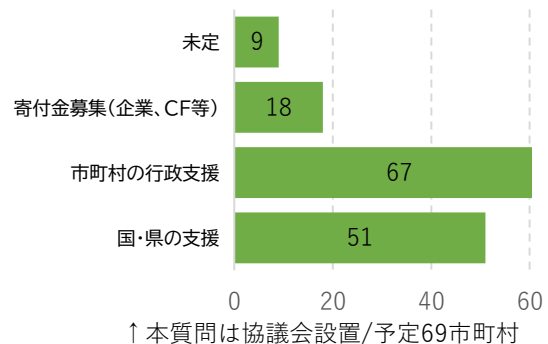
① 地域クラブ活動実施日



② クラブ会費(受益者負担)

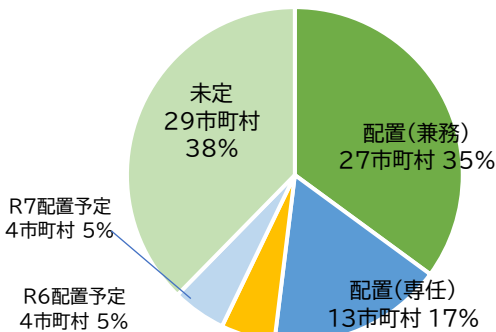


③ 考えている財源確保(複数回答可)

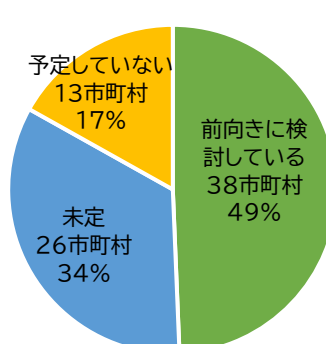


4 コーディネーター等の配置と令和7年度実証事業の活用予定(77市町村対象)

① コーディネーター・事務局配置



② R7実証事業(国庫)



学び応援キャラクター「信州なび助」
©長野県教育委員会信州なび助

令和6年8月29日現在

令和6年度 国の実証事業に取り組む市町村 (地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業)

地区数	市町村数	市町村名
1	1	長野市
2	2	松本市
3	3	塩尻市
4	4	千曲市
	5	坂城町
5	6	須坂市
6	7	飯山市
	8	栄村
	9	木島平村
	10	野沢温泉村
7	11	飯田市
8	12	佐久穂町
	13	南牧村
	14	小海町
	15	北相木村
	16	南相木村
	17	川上村
9	18	飯島町
	19	中川村
10	20	小布施町
11	21	松川町
12	22	富士見町
	23	原村
13	24	池田町
	25	松川村
14	26	南箕輪村
15	27	豊丘村
16	28	麻績村
17	29	泰阜村
18	30	東御市
19	31	諏訪市
20	32	飯綱町
21	33	辰野町

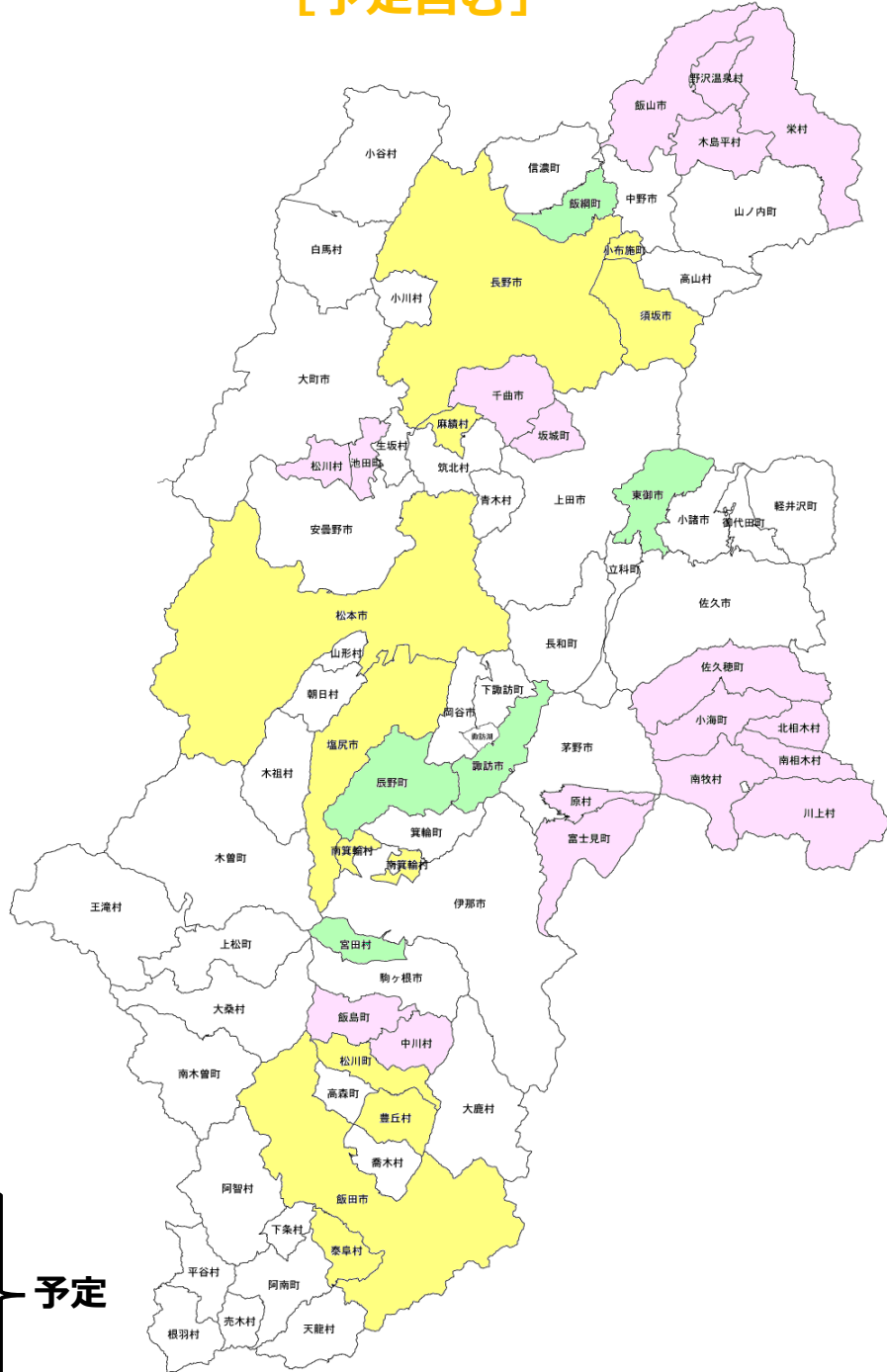
単独市町村による取組

広域連携による取組

追加募集

21地区33市町村

[予定含む]



中学校部活動に代わって、今後、県内各地で展開される地域クラブ活動の指導者の質の担保は、重要な課題である。
『安全・安心な地域クラブ活動の実現』に向けて、地域クラブ指導者の質の担保を確保する仕組みを構築する必要がある。

1 中学校部活動における外部指導者の現状

(1) 部活動指導員と外部指導者の整理

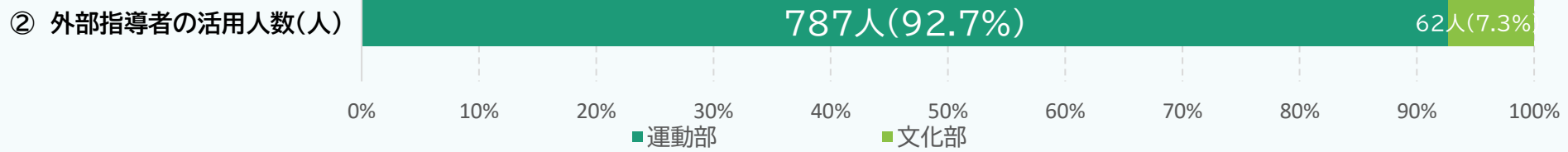
	部活動指導員	外部指導者
身分	・地方公務員法による <u>会計年度任用職員として任用</u> (学校教育法施行規則に基づく)	・不明瞭(法律的根拠はない) ・各校で独自対応。雇用形態は各々。 ・校長が面談し委嘱するケース、OB等のボランティアが多い
役割	・顧問に代わり単独での部活動指導が可能 ・練習試合や大会等の単独引率が可能	・顧問に代わり単独での部活動指導は不可。技術的サポートが中心 ・練習試合や大会等の単独引率は不可
報酬費	・時給1,600円(年間210時間以内) ・国及び県の補助あり (R6年度:スポーツ分野は268人分を市町村へ補助)	・無償又は有償(市町村、学校、保護者会から謝金程度) ・国及び県からの補助なし
研修	・学校の設置者及び学校は、 <u>部活動指導員に対して研修を行うことが義務付け</u> られている (学校設置者及び学校は、部活動指導員に対し、部活動の位置付けと教育的意義等について、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う)	・学校の設置者及び学校は、 <u>外部指導者に対して研修を行うことが義務付け</u> られてない
処分	➡ 制度が確立されており、不適切事案に対する処分が可能	➡ 身分保障が未確立で不適切事案に対する処分が困難

(2) 本県中学校における外部指導者の委嘱等の現状 (令和5年度部活動調査(スポーツ課)より)

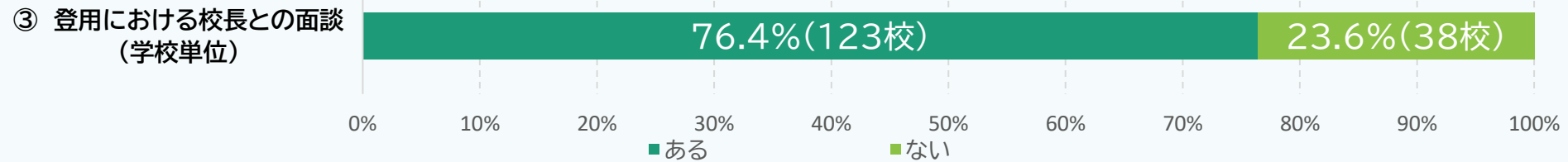
① 外部指導者の活用状況 (学校単位)



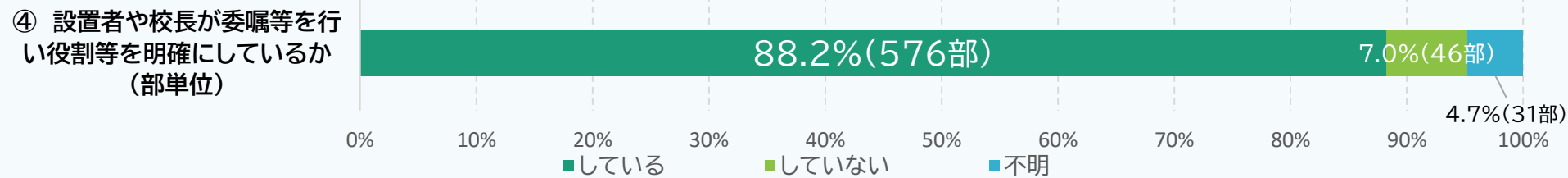
➡ 161校(88.5%)の中学校が外部指導者を活用している



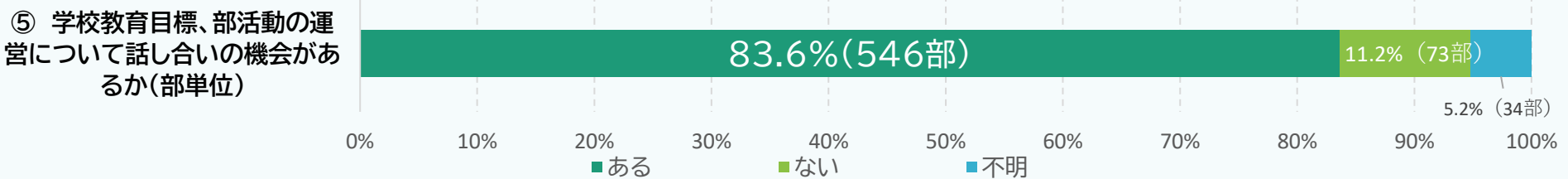
➡ 運動部は787人、文化部は62人の外部指導者がいる



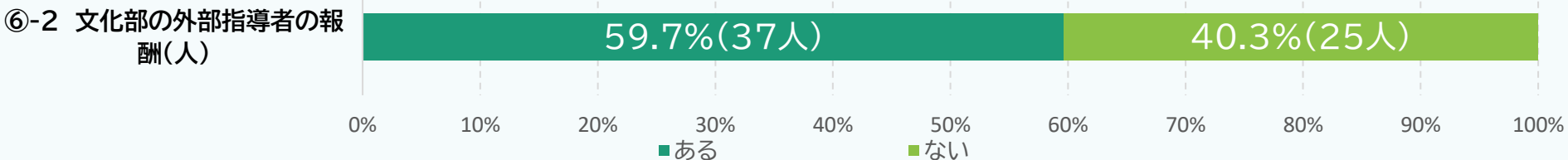
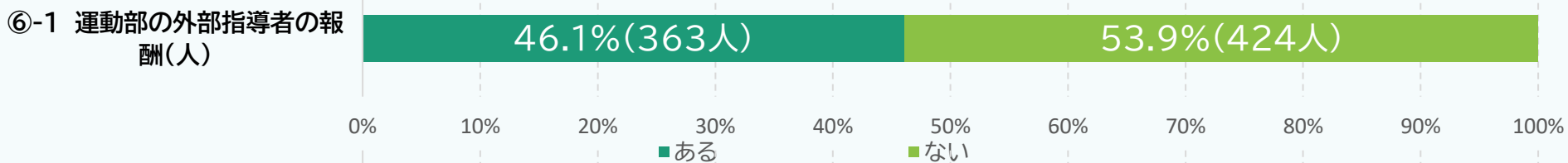
➡ 23.6%(38校)が、外部指導者の登用時において、校長との面談が行われていない



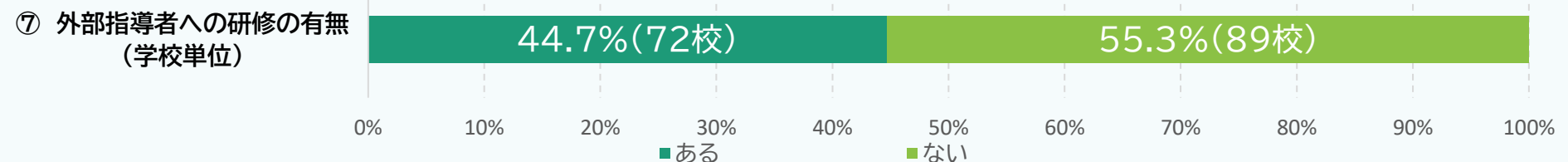
➡ およそ90%の部活動で外部指導者に対し、委嘱等を行い役割等を明確にしているが、10%は明確になっていない



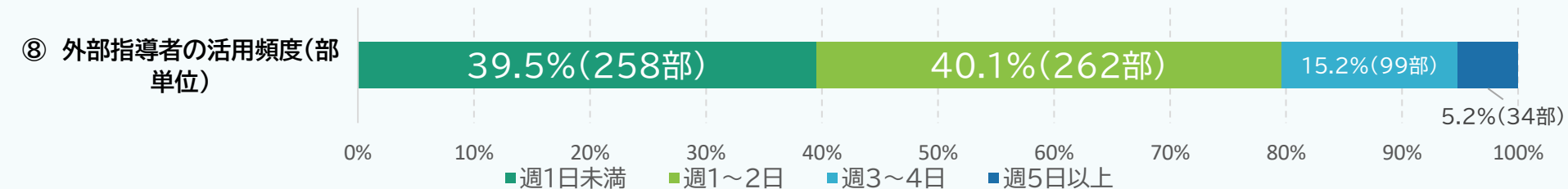
➡ およそ80%の部活動で教育目標や部活動運営方針等の話し合いの機会があるが、20%は行われていない。



➡ 運動部は50%程度、文化部は40%程度、無償(ボランティア)で指導が行われている



➡ 89校(55.3%)の中学校が外部指導者への研修を行っていない



➡ 活動頻度は、週1~2日が最も多く、週1日未満が次に多い

2 中学校部活動において、外部指導者を活用する際の考え方の整理（案）

(1) 委嘱の際

- ① 外部指導者を委嘱する際、校長(又は教頭)との面談を必須にする
- ② 非違行為等を絶対に行わない旨の「誓約書」又は「確認書」を取り交わす
 - ・学校教育目標や部活動運営方針の理解
 - ・人権に配慮した指導
 - ・顧問とのコミュニケーションの重視
 - ・守秘義務の遵守
 - ・体罰及びセクハラ・パワハラ根絶など、法令や社会的規範の遵守
- ③ 委嘱状又はそれに代わるものを取り交わすとともに、役割等を明確にする
- ④ 学校教育目標、部活動運営方針、等について、外部指導者と話し合いの機会をもつ

指導者としての資質・責務の明確化
管理監督者の監督責任の明確化

(2) 日常における指導

- ① 1対1での指導の禁止（校外への連れ出し、時間外の指導の禁止）
- ② 生徒及び保護者との直接の電話、SNS等の連絡の禁止
- ③ 身体接触の禁止

問題行動が起きる4つのプロセス
(4つの壁)を乗り越えさせない体制整備

(3) 非違行為(ハラスメント)防止体制の整備

- ① 練習会場には、複数の指導者又は参観者(協力者)を置く
- ② 定期的に研修を行う
- ③ 各校のスクールセクハラ防止マニュアルの見直し
- ④ 相談窓口の設置と周知(生徒のみならず指導者の人権も担保)
- ⑤ 管理職(校長又は教頭)が定期的に活動を参観

※「自校の児童・生徒へのわいせつな行為に係る検証報告書（概要）」(2019年 わいせつ行為根絶検討委員会)
県立学校における「部活動の外部指導者活用にあたって」(2015年 高校教育課)を参考

学校の部活動指導員、地域クラブ活動の指導者も同様に徹底

2026年度施行予定「日本版DBS制度」も視野に入れて要検討

第1 本検証を実施した経緯と目的

- 1 自校の児童・生徒に対する教職員のわいせつな行為の懲戒処分の際の公表範囲について、平成31年4月「児童・生徒へのわいせつな行為に関する公表ガイドラインの運用方針」を決定し、対策を強化
- 2 事案の具体的な内容がわからないと県民が再発防止策を検証できないなどの意見を踏まえ、直近10年間（平成21年5月～平成31年4月）の懲戒処分14事案について、心理学などの専門的知見を用いて分析し、再発防止に資する取組を検証
※分析・検証の公表方法：再発防止に資する内容で、被害者に配慮した形で公表

第2 自校の児童・生徒に対するわいせつな行為の発生状況

自校の児童・生徒へのわいせつな行為に係る検証報告書（概要）

令和元年(2019年)10月21日
わいせつ行為根絶検討委員会

第1 本検証を実施した経緯と目的

- 1 自校の児童・生徒に対する教職員のわいせつな行為の懲戒処分の際の公表範囲について、平成31年4月「児童・生徒へのわいせつな行為に関する公表ガイドラインの運用方針」を決定し、対策を強化
- 2 事案の具体的な内容がわからないと県民が再発防止策を検証できないなどの意見を踏まえ、直近10年間（平成21年5月～平成31年4月）の懲戒処分14事案について、心理学などの専門的知見を用いて分析し、再発防止に資する取組を検証
※分析・検証の公表方法：再発防止に資する内容で、被害者に配慮した形で公表

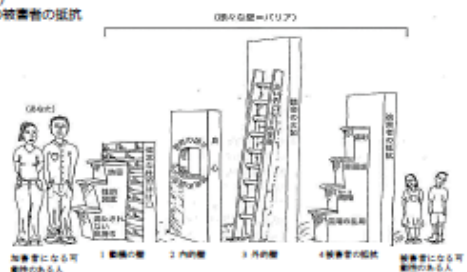
第2 自校の児童・生徒に対するわいせつな行為の発生状況

- 1 全国の懲戒処分件数は平成21年度から増加傾向（長野県の懲戒処分等に対する教職員数割合は全国より低い状況）
- 2 長野県では、平成24年度6件の懲戒処分を行って以降発生しなかったが、平成28年度以降増えて発生
- 3 懲戒処分した14件の概況
○校種：専校の教職員が7件 ○職種：教師が12件 ○行為の内容：性交に至ったが7件
○行われた場所：校内、校外が7件ずつ ○被害者の属性：児童・生徒からの相談が8件

第4 問題行動が起きるプロセス（4つの壁）

性問題行動は「たまたま」「衝動的」に行われるものではなく、次の4つの壁を越えることで起こってしまう

- 1 動機壁
(定義) 性的に行動したいという思いにつながる満たされない気持ちや快楽の解消
- 2 内訳壁
(定義) 「やってはいけない」などの人間にある「良心」
- 3 外的壁
(定義) 被害者と2人だけで接触しないなどの外的環境
- 4 被害者の抵抗（被害者の壁）
(定義) 被害者に接触した場合の被害者の抵抗



第6 検証結果を活用した対策

- 1 対策の方向性
・4つの壁への対策を網羅している「わいせつ行為根絶のための特別対策」(平成28年11月～)などの取組を強化
・教職員は4つの壁を越えることが難しでも起きることを認識し自分事化
・学校は組織として見守り、助け合う意識や体制づくり

第3 わいせつな行為の種類と定義

第5 4つの壁を越える要因と性問題行動を防ぐための対策の視点

※14事案を2つの大分類と4つの下位分類に区分

1 関係乱用型

被害者との間に一定の「関係」を作り、コントロール・乱用して性加害に及ぶもの

(1) てなずけ型（4事案）

(定義) 加害者の欲求に従うように、被害者を心理的に巧みにコントロールする型で、被害児童・生徒を特別扱いしたり、恋愛への願望を刺激したりすることにより、性的関係に同意しているかのような状況を作り、わいせつな行為を行うもの

【①動機壁を越える主な要因】

- ・加害者は自分の外的な評価や影響力を強めることにごまかされており、被害者の欲求に沿って動かしたい

【②内的壁を越える主な要因】

- ・被害者のためという思い(おためごかし)
- ・責任転嫁(被害者のせい)、見下し・価値下げ

(2) 教済者頼み型（3事案）

(定義) 特定の児童・生徒に対し、過剰に同情し、自分が教済者であるとする型で、被害者に相談されるうちに自分だけが被害者を理解できると思いつき、性的な関係に発展するもの

【①動機壁を越える主な要因】

- ・まじめで信頼的な教職員などが、困難を抱えている被害者を自分しか支援できないという思い込み

【②内的壁を越える主な要因】

- ・児童・生徒を助けてあげたいという教済者願望
- ・自分が責任を持たなければと思う抱え込み
- ・周囲の教職員がわかってくれない不慣れ

2 性嗜好（せいしへき）型

「関係」によるものではなく、自身の性嗜好を一方的に押し付けるもの

(1) 性暴力型（5事案）

(定義) 一方的に性嗜好を押し付け、直接的な接触があるもの

(2) 盗撮型（2事案）

(定義) 盗撮行為(被害者の身体に直接触れることはなく、身体攻撃性は低いもの)

※壁を越える要因や対策の視点は類似

【①動機壁を越える主な要因】

- ・何らかの理由で、生活上の気晴しやリラックスが性刺激に偏重(一般の性嗜好者と同じ)

【②内的壁を越える主な要因】

- ・自分の性的欲求が強かったら仕方ない、魔が差したなど、事案に直面することを拒否的(異い家)
- ・たいたことではない、軽い気持ちなどの軽小化

【③外的壁・被害者の抵抗を越える主な要因】

- ・周囲の教職員への不信任による2人だけの関係
- ・被害者にとってその教職員だけが教済者と誤解

<対策の視点>

- ・個々の教職員が孤立しない学校づくり
- ・児童・生徒に対し、チームとして指導に当たることの徹底
- ・被害者の困難を解決するための専門家との相談・連携

第3 わいせつな行為の種類と定義

第5 4つの壁を越える要因と性問題行動を防ぐための対策の視点

※14事案を2つの大分類と4つの下位分類に区分

1 関係乱用型

被害者との間に一定の「関係」を作り、コントロール・乱用して性加害に及ぶもの

(1) てなずけ型（4事案）

(定義) 加害者の欲求に従うように、被害者を心理的に巧みにコントロールする型で、被害児童・生徒を特別扱いしたり、恋愛への願望を刺激したりすることにより、性的関係に同意しているかのような状況を作り、わいせつな行為を行うもの

【③外的壁・被害者の抵抗を越える要因】

- ・教職員が被害者の相談にのるなどの手段で接近
- ・教職員に目をかけられていることを被害者が恋愛関係と誤解

<対策の視点>

- ・関係性の力の乱用は教職員間の無関心や力の集中が原因であり、教職員の協働や力のチェック&バランスを推進

【被害者であるとする型で、被害者に相談されるうちに係に発展するもの】

【③外的壁・被害者の抵抗を越える主な要因】

- ・周囲の教職員への不信任による2人だけの関係
- ・被害者にとってその教職員だけが教済者と誤解

<対策の視点>

- ・個々の教職員が孤立しない学校づくり
- ・児童・生徒に対し、チームとして指導に当たることの徹底
- ・被害者の困難を解決するための専門家との相談・連携

一方的に押し付けるもの

【身体攻撃性は低いもの】

【③外的壁・被害者の抵抗を越える主な要因】

- ・抵抗できない状況をつくる(性暴力型)
- ・被害者に気づかれないようにこっそり行動(盗撮型)

<対策の視点>

- ・児童・生徒と2人きりにならない物理的環境づくり
- ・性問題を起こす思考の誤りに加害者や周囲が気づき、対処できる環境づくり
- ・カウンセラー等の関係機関による支援・指導

(2) 学校に対して

- ・外から見えない状態で児童・生徒と1対1にならないような校内環境を整備
- ・児童・生徒の悩みやSOSを学校全体で受け止める環境づくり

2 再発防止に向けて取り組んでほしいこと

(1) 教職員個人に対して

- ・校内研修等の間に、検証報告書を活用し類似の状況に陥っていないか振り返りを再考
- ・教職員は任意的に優り立場を有利にすることを自覚

(2) 学校に対して

- ・外から見えない状態で児童・生徒と1対1にならないような校内環境を整備
- ・児童・生徒の悩みやSOSを学校全体で受け止める環境づくり

部活動の外部指導者活用にあたって

高校教育課

部活動は生徒の学校生活を豊かにする重要な教育活動の一環である。

学校長は、部活動の運営状況や顧問・生徒の疲労や健康状態、安全管理、そして外部指導者等についても把握し、適切な部活動が行われるよう配慮することが求められる。

部活動の顧問は、学校の教育目標に基づく部活動の方針を決め、年間の活動計画等を作成し、生徒や保護者に伝え、互いに理解したうえで協力して部活動運営をしていくことが大切である。その上で、専門的な知識や技術の指導をするとともに、生徒一人ひとりに達成感や満足感、自己肯定感等を育むよう指導の工夫や配慮をする必要がある。また、部活動の予算、設備や用具の管理等を行うとともに、けがや事故を防ぐため、生徒の健康管理や万一の事態に備えた緊急時対応体制等を整備しておくなど、運営全体について責任をもって対応していくことが求められる。

外部指導者の協力を得る場合でも、活動方針や活動計画の作成をはじめ運営全体については顧問が主体となって進めるべきであり、日々の活動でも外部指導者に任せっきりにならないようにしなければならない。また、外部指導者には技術指導を中心に顧問を支え、顧問と協働して生徒の指導にあたることが求められる。外部指導者が技術面の指導を補助することにより、活動内容に対する生徒の興味や関心が高まり、もっと学びたいという意欲につながる。そして、生徒自身に専門的な知識や技術が身についてくるに従い、部活動に一層向上心をもって積極的に取り組むようになるなどの効果が期待できる。

外部指導者は、保護者と同様に学校教育の重要な理解者であり協力者である。部活動が生徒にとってよりよい活動となるためには、顧問と保護者そして外部指導者が共通理解のもと密接に連携することにより、充実した部活動になることが期待される。

1 外部指導者としての資質

外部指導者も学校教育の一翼を担っており、その指導にあたっては、学校の方針に基づいて、生徒の人格形成に関わる一人の人間として、豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法をはじめ対人的資質を備えていることや、生徒を一人の人間として認め、尊重することのできる人権感覚を備えていること(総合的な人間力)が必要であり、さらに以下のような資質が求められる。

○指導に対する熱い情熱

コンクールや試合における勝利至上主義に陥らず、指導者としての使命感や誇りを持ち、生徒の人権を尊重する愛情や責任感があること

○専門家としての確かな力量

専門とする分野に関する知識、生徒を理解する力、生徒指導力、集団指導力、技術指導力があること

○学校組織の一員としての自覚(学校の方針が第一)

学校の教育目標具現のための一翼を担っているという自覚があり、顧問をはじめ学校職員や保護者とも協力していくことのできる協調性があること

○指導者としての責任感(法令、社会的規範の遵守)

体罰やセクハラ・パワハラととられかねない言動が絶対に許されないことを理解するとともに、部活動に関わることにより知り得た子どもの情報の守秘義務を守るなど、行動に責任が持てること

2 外部指導者に求められること

外部指導者は、生徒の成長に大きな責任があることを自覚し、自らの言動が生徒に大きな影響を及ぼすことを認識し、特にその人権を侵害することにならないよう細心の注意を払って指導していただくかなければならない。

(1) 学校の方針を第一に

外部指導者は、学校の方針に基づいて生徒一人ひとりの大切さを強く自覚し、人権に配慮した部活動指導をすることが求められ、自らの言動が生徒の人権を侵害することにならないよう常に意識して指導していただく。

(2) 顧問との連携を密に

顧問は、練習や発表会・試合・合宿等の計画、関係者との連絡・調整などを計画的に行い、指導をしている。外部指導者には、その顧問とコミュニケーションを図り、協力して生徒の指導にあたっていただく。

(3) 顧問の補助的立場で（独断で行動しない）

↓生徒に異変を感じる事があれば、直ぐに顧問に連絡・相談

外部指導者が、独自の判断だけで行動することで、顧問と生徒との関係が損なわれたり、学校が信頼を失うことにつながるなど、様々な問題に発展してしまうケースがある。外部指導者は学校教育の重要な協力者ではあるが、あくまでも顧問の補助としての立場に立って指導をしていただくかなければならない。

たとえば

- 練習日、練習時間、練習メニュー等を、独自の判断で変えること
- 独自の判断で、練習試合を組む、大会の参加を決定すること
- 生徒を校外に連れ出すこと
- 部活動以外の時間に生徒を指導すること
- 生徒の保護者と直接連絡をとること

① 1対1での指導の禁止

(校外への連れ出し、時間外の指導の禁止)

- ② 生徒及び保護者との直接の電話、SNS等の連絡の禁止
- ③ 身体接触の禁止

などは、外部指導者に与えられた役割を越えるものであり、厳に慎んでいただくかなければならない。

(4) 生徒に信頼される指導者に

技術的指導力があるために自分は顧問より生徒や保護者に信頼されていると誤解し、大きな問題に発展してしまう場合がある。外部指導者として学校から何を期待されているのか、どのような役割を担うのかを理解していただく。また、知り得た生徒の個人情報については、秘密の保持を厳守していただく必要がある。

3 学校として行うべきこと

(1) 外部指導者の必要性の把握と資質を備えた人物の選定

↓外部指導者を委嘱する際、校長(又は教頭)との面談を必須にする

顧問の専門的な技術指導力が十分でない場合や、安全指導上必要があると判断される場合などに、外部指導者を活用することを検討する。外部指導者の選定にあたっては、前述1にある指導者としての資質、人間性等を十分判断して、進める必要がある。

↑専門性だけでなく、学校の働き方改革の側面かは？

(2) すべての外部指導者を把握

外部指導者としては卒業生や地域の方、大学生、非常勤講師等様々な人が考えられる。また、その依頼も顧問や保護者が独自に依頼していたり、自主的に指導に来ていただいたり等、様々な形態で指導している。学校としては、校内外を問わず生徒を継続的に指導していただいている外部指導者について、全て把握していなければならない。また、顧問は外部の方が継続的に指導に協力する場合は学校長に報告して全職員に周知し、学校の職員全体がその外部指導者を把握して、学校教育活動の一翼を担っていただく協力者として接していくことが必要である。

- ① 練習会場には、複数の指導者又は参観者(協力者)を置く
- ② 定期的に研修を行う
- ③ 各校のスクールセクハラ防止マニュアルの見直し
- ④ 相談窓口の設置と周知(生徒のみならず指導者の人権も担保)
- ⑤ 管理職(校長又は教頭)が定期的に活動を参観

(3) 外部指導者の委嘱

部活動の指導については、学校として責任を持つ必要がある。従って、学校長が委嘱して、学校の方針や外部指導者に求めること等、理解いただいたうえで指導していただかなければならない。また、委嘱にあたっては、下記の「指導にあたっての確認事項(例)」のような内容を設定し、外部指導者に確認する必要がある。外部指導者とその指導において、体罰やセクハラ・パワハラは言うまでもなく、学校の方針に反したり、確認事項に沿った指導ができないなど、学校の教育活動として適切に行われていないと認められる場合は、直ちに委嘱を解除しなければならない。

指導にあたっての確認事項(例)

- ・学校教育の一翼を担っているという自覚があること
- ・生徒の立場に立って考える姿勢があること
- ・その場の感情的な指導をしないこと
- ・威圧や腕力で言うことを聞かせようとしないこと
- ・思い込みや自分の考えだけで指導しないこと
- ・生徒への体罰及びセクハラ・パワハラの根絶など、法令や社会的規範を遵守すること
- ・顧問の補助的立場として指導に参加すること
- ・生徒の個人情報について秘密の保持を厳守していること
- ・報告、連絡、相談を必ず行うこと
- ・法令や社会的規範に反するような行為があった場合は、直ちに解任すること

また、場合によってはその事実を公表することもあること

←「体罰」は、学校教育法によって禁止されているだけでなく、個別の行為に注目すれば刑法に定められている犯罪。
←有形力の行使は強度は問わない。叱責の際に頬を叩く、注意するために肩を強くつかむといった行為も暴行罪。
←「暴言」や「罰走」等についても触れるか？

(4) 外部指導者と学校との情報交換

部活動に関する学校の内規や生徒の健康状態など、必要に応じて連絡会等を開催し、顧問だけでなく学校として、外部指導者との連携を図っていく必要がある。

同通知が10年を迎えた中、今般の状況に応じた改正が必要

委 嘱 状

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇 様

〇〇〇高等学校
校長 〇〇〇〇 公印

貴殿を本校〇〇〇〇部の外部指導者にご委嘱いたします。

記

- 1 依頼期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 2 指導時間 平日 時 分 ~ 時 分
- (原則)
- 休日 時 分 ~ 時 分

※指導にあたっては、学校の方針をご理解いただき、別紙「指導にあたっての確認事項」を遵守し

生徒への指導にご協力をお願いいたします。

指導にあたっての確認事項

〇〇〇〇高等学校

校長 〇〇 〇〇 公印

部活動は生徒の学校生活を豊かにする重要な教育活動の一環であります。文化芸術活動やスポーツなどに興味と関心を持つ同好の生徒が集まり、より高い水準での発表や技術の習得、記録等に挑戦する中で、互いに教え合ったり励まし合ったりしながらその活動の楽しさや喜びを味わい、望ましい人格の形成を図るとともに、生涯にわたって親しむ資質や能力を育むことが期待されます。

つきましては、下記の事項についてご確認いただき、より一層生徒の成長に繋がる、安全かつ安心な部活動が実施されますようご協力をお願い致します。

なお、下記の確認事項に沿った指導をしていただけない場合や、校長が教育活動として適切に行われていないと判断した場合は、委嘱を解除させていただきます。

記

- 1 学校の方針や部活動の目標を理解し、学校教育の一翼を担っているという自覚をもって指導する。
- 2 生徒の立場に立って考える姿勢を持ち、その場の感情や威圧等で指導したり、自分の思い込みだけで指導をしない。
- 3 顧問の補助的立場で、技術指導や練習へ取り組む姿勢作りを中心としてサポートする。
- 4 学校、顧問との連絡を密にして、情報を共有し、同じ目標に向かって指導する。
- 5 外部指導を通じて知り得た情報については、秘密の保持を厳守する。
- 6 生徒への体罰及びセクハラ・パワハラの根絶など、法令や社会的規範を遵守する。
万一、事案が発生した場合は、関係機関に連絡をし、厳正に対処します。
- 7 スポーツ傷害保険等に加入する。
- 8 その他
以下のようなことがないようにする。
 - ・練習日、練習時間、練習メニュー等を、独自の判断で変えること
 - ・独自の判断で、練習試合を組む、大会の参加を決定すること
 - ・生徒を校外に連れ出すこと
 - ・部活動以外の時間に生徒を指導すること
 - ・生徒の保護者と直接連絡をとること

私は、上記確認事項を遵守して、生徒への指導を行います。

(氏名) _____ 印

信州地域クラブ活動応援サポーターへの協力依頼

長野県教育委員会 教育長

長野県教育委員会では、中学校部活動の地域移行を推進するにあたり、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を保障するため、市町村や市町村教育委員会が主体となって運営する地域クラブ活動に対し、指導者の派遣や運営支援等のご協力をいただける企業・各種団体等を募集しています。

1 指導者・協力者派遣支援のお願い

- 信州地域クラブ活動指導者リスト募集チラシを職員の皆様に配布いただき、積極的に登録くださるようご協力をお願いします。
- なお、平日(月曜日から金曜日の放課後)の活動も想定されますので、その時は、勤務時間等にもご配慮していただければ幸いです。

2 施設・用器具等提供支援のお願い

- 体育館、グラウンド、ホール等のスポーツ・文化芸術施設や用器具等の貸与について支援が可能であれば、ご登録の協力をお願いします。(活動場所を求めている地域クラブに紹介させていただきます)

3 財政支援のお願い

- 長野県直営 共創型ふるさと納税受付サイト「ガチなが」にて「信州地域クラブ活動応援サポータープロジェクト」にご寄付をお願いします。
- 寄付の方法は、インターネット、寄付申出書(郵送・FAX・メール)があります。

ガチなが

長野県直営 共創型ふるさと納税受付サイト

ガチ(本県)でより良い長野県を築きまともに創るサイト



<https://www.gachi-naga.jp/>

4 地域クラブ活動への参加を促す社内制度整備のお願い

- 社員の皆様の地域クラブ活動への参加の奨励に係る休暇制度の整備など、地域と共創する企業経営や団体運営についてご検討いただければ幸いです。

信州地域クラブ活動応援サポーターに御協力いただける企業・団体等のメリット

- ◇ 地域に貢献する企業としてのブランドイメージの向上
- ◇ 信州地域クラブ活動応援サポーターの認証
 - ・認定書の交付及び認証ロゴマークの使用が可能
 - ・信州地域クラブ活動応援サポーターの小旗進呈
 - ・長野県のホームページで協力企業・団体名と支援内容を紹介
- ◇ 長野県SDGs推進企業登録制度の【社会貢献活動】の取組に適合

アルクマに差し替え



認証ロゴマーク



認証小旗



長野県SDGs推進企業登録制度

<https://nagano-sdgs.com/>



【お問合せ先】長野県教育委員会

【スポーツ関係】

保健厚生課 学校体育係

電話 026-235-7448

FAX 026-234-5169

【文化・芸術関係】

学びの改革支援課

電話 026-235-7434

FAX 026-235-7495

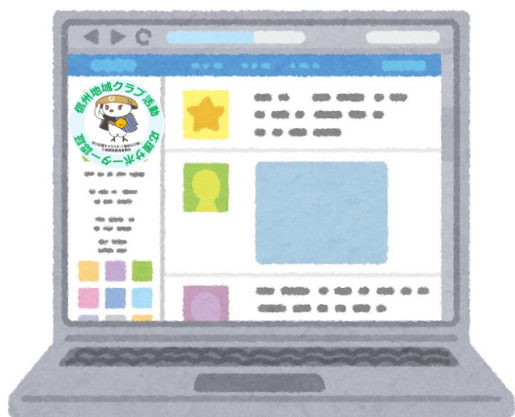
※ 長野県入札参加資格制度上の優遇(現在、検討中)

認証ロゴマークについて

アルクマに差し替え



認証ロゴマークの使用例



企業のHPに掲載



名刺に掲載



パンフレットや広告に掲載

認証小旗について

アルクマに差し替え



認証ロゴマークの使用例



1 県庁職員（約2,600人）への登録依頼

○ 様々な手法で「信州地域クラブ活動指導者リスト」への登録依頼

① 県職員ポータルサイト「掲示板」にて周知

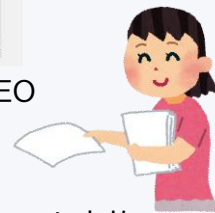
② 県職員チャット「全庁」にて周知

③ 朝の登庁時、敷地内においてチラシを配布

④ 県庁本館1階玄関ホールにて、信州地域クラブ活動指導者リスト募集キャンペーンを実施



県職員ポータルサイト desk nets NEO



○ 地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度を活用した県職員への周知

地域クラブ活動の指導者・協力者として任用され報酬を伴う場合は、

- ① 営利企業等従事許可申請書
- ② 活動実績報告書

所属長経由コンプライアンス・行政経営課に提出

H30.9
スタート

地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度

その他資料2

長野県職員が地域に飛び出し
地域や社会に貢献する活動へ
積極的に参加することを
右のメニューにより
応援します。

許可を受けることにより
報酬を得て
社会に貢献する活動に
従事することができます！

- 職員が自らの知識や経験を活かし、地域の様々な活動に参加 ⇒ 地域社会にプラス
- 職員が活動から得た知見やネットワークを県政に活かす

【お問い合わせ】

総務部コンプライアンス・行政経営課
電話 026-235-7029
無線 8-231-2554
メール comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp

◇目指す姿

応援制度創設

- 【応援メニュー】
- 許可基準の明確化
 - 制度周知
 - ・知事応援メッセージ発出
 - ・リーフレット作成・配布
 - 意識啓発
 - ・参加促進研修の開催
 - 職場環境づくり
 - ・「しごと改革・働き方改革」の推進
 - ・所属長の理解促進
 - 事例紹介
 - ・職員交流マガジン
 - ・NPO通信

①「一人多役」の意識醸成
○職員が「学びと自治の実践者」として、地域に飛び出し、地域・社会貢献活動に従事する動機づけ

④【ビジョンの実現】
地域社会からの期待と信頼

②貢献活動への積極参加
○職員が自らの知識・スキルを活かし地域・社会貢献活動へ積極的に参加

③「学ぶ集組織」への転換
○活動から得た「学び」を活かし、最高品質の行政サービスを提供

◇制度概要（営利企業等従事許可基準）

対象活動	○地域的、社会的貢献活動（報酬を得る場合） ○活動従事により、地域や社会への貢献や職員の能力（共感性、政策力、発信力）向上、行政サービスの品質向上が期待されるもの
許可要件	○本来の職務遂行に支障がないこと（勤務時間外、休日等における活動） ○活動団体等との間に特別な利害関係（契約、補助、指導・処分等）が生じるおそれがないこと ○営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動、法令に反する活動でないこと ○受領可能な報酬額は、社会貢献活動として許容できる範囲内であること
対象職員	○知事部局、教育委員会（県立学校を含む）、企業局等の職員 ○勤務成績が良好である職員

令和元年（2019年）7月19日
総務部 コンプライアンス・行政経営課
電話：026-235-7029（直通）
026-232-0111（代表）内線2554
FAX：026-235-7030
E-mail：comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp

部活動地域移行リーフレット&信州地域クラブ活動指導者・協力者募集チラシの長野県公式LINEによる周知について（案）

【配信イメージ】

【部活動の地域移行にご理解ご協力を】
 長野県教育委員会では、中学校部活動の地域クラブ活動への移行により、活動種目の選択肢が増えるとともに持続可能な活動環境が整い、県内すべての生徒がニーズに応じた多様な活動を安定的に行うことを目指しています。

【地域クラブで活躍してみませんか】
 地域クラブの指導者・協力者を募集しています。
 ▼詳しくは画像をタップ▼

小・中学生、保護者様 地域の皆様

一人ひとりの「好き」や「楽しい」、「なぜ」とことん追求できる「探究県」長野の学び

中学校の部活動を 休日から段階的に 地域クラブ活動に移行します

「第4次長野県教育振興基本計画」における以下の「施策の柱」の具現化を図ります
 ○生涯にわたり誰もが学び合える地域の拠点をつくる



【参考】長野県警他からのお知らせ

長野県教育委員会
 Nagano Prefectural Board of Education

行政情報 学校教育 生涯学習 学校教育情報 教職員情報 採用・試験・募集

更新日: 2024年6月1日

部活動の地域移行について

休日の部活動の移行は、地域のスポーツクラブ活動に移行すること、適切な子どもが安心して、子どもたちが安心して活動できる環境を整えること、地域の関係機関との連携を図ること、地域の実情に応じた部活動の提供を図ること、地域活動を推進することを目指します。

新着情報

- 第1回長野県スポーツ・文化芸術活動推進協議会を開催しました。(令和6年1月31日)
- 第1回長野県スポーツ・文化芸術活動推進協議会を開催しました。(令和5年9月15日)
- 地域クラブ活動への移行 今年度第1回市町村担当者協議会を開催しました。(令和5年7月26日)

タップすると保健厚生課WEBページへ

スクロールするとリーフレット・指導者・協力者募集チラシが見られる

メインメニュー 魅力情報 防災情報 受信設定

こどもまんなか 医療機関を探す 結婚・子育て

就労・キャリア形成 相談窓口 よくある問合せ アルクマスタンプはこちら

- メニューを開く/閉じる
- アカウント名：長野県
 - アカウントID：@nagano.pref
 - 開設日：令和6年9月6日(金曜日)
 - 発信内容：防災や医療、子育て、観光などの施策やイベントなど
 - 運用方針：長野県公式LINE運用方針

ALL信州で支える「地域クラブ活動」って何？

Q1 県内中学校の部活動における課題は？

Q2 地域クラブ活動の移行とは？

Q3 県の方針（移行時期や休日の活動）は？

Q4 地域や保護者にできることは？

地域クラブ活動指導者募集

あなたも地域クラブで活躍してみませんか

【子どもの職業意識啓発に役立つ！】指導者・協力者募集

地域クラブ活動指導者募集

あなたも地域クラブで活躍してみませんか

子どもの職業意識啓発に役立つ！指導者・協力者募集

県では、令和8年度末を目途に休日の中学校の部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指しています

「地域の子どもは、学校を含めた地域で育てる」の理念のもと、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の拠点を地域で構築できるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。信州地域クラブ活動指導者リストに登録をお願いします。

地域クラブ活動の目指すところ

- ☑ 生徒の多様なニーズに応じた活動を地域において安定的に行えるように
- ☑ 地域において多世代と関わる機会が増え、地域活性化の一助に
- ☑ 教員の働き方改革が進み、教科指導等の充実・学校教育の質が向上に



本県の部活動の地域移行の取組状況はこちら



指導者・協力者を募集します

- ☑ 子どもの健全な成長をサポートしたい情熱をもつ方
18歳以上の方であれば指導者資格や指導歴がなくても登録可。 ※ 詳しくはこちらをご確認ください →
- ☑ 登録者には、県内スポーツ・文化芸術活動の大会等に係る情報提供
- ☑ オンラインによる研修(無料)を実施
- ※ 既に地域クラブで指導・協力していただいている方も登録可能



登録はこちらから



1面



4面

広報紙「県からのたより」

- 年2回 9月と1月に発行
- タブロイド版カラー 4ページ(特集、お知らせ)
- 新聞折込による配布 **54.8万部**
- コンビニ等に配置 2万部

企画振興部広報・共創推進課 エントリー済

1 中学校部活動における課題と地域移行の目的

- 生徒数の減少により、学校単独での活動や大会参加が困難
- 廃部・休部により、生徒の興味・関心に応じた活動の保障が困難
- 60%以上の顧問が専門外で、教員の負担感を高めている

- 地域において、子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しめる環境を構築する
- 教員の部活動への負担を軽減し、学校教育の質の向上を図る

2 目指す姿

学校部活動の地域クラブ活動への移行により、活動種目の選択肢が増えるとともに持続可能な活動環境が整い、県内すべての生徒がニーズに応じた多様な活動を安定的に行うことができる。

これにより、**地域における持続可能なスポーツ・文化芸術活動の環境整備が図られ、地域の活性化につながる。**

(1)子どもにとって

- 学校ではできなかった多様な活動に触れる選択肢が増えるとともに、専門性の高い指導が受けられる。
- 地域ならではのスポーツ・文化芸術活動をとおして(ヒト・モノ・コトに触れ)、地域への関心や郷土愛を高める機会につながる。
- 様々な価値観をもつ地域の方々との交流を通して、コミュニケーション力の向上につながる教育的効果も期待できる。

(2)学校・教員にとって

- 部活動指導の負担が減り、授業準備など本来業務に多くの時間とエネルギーを割けるようになる。
- 地域との関係性が一層強まり、コミュニティ・スクールを核とした学校と地域との連携・協働の推進につながる。

(3)地域にとって

- “地域の子どもは、学校を含めた地域で育てる”の理念のもと、活力ある絆の強い地域社会創りにつながる。
- 地域のスポーツ・文化芸術活動が活性化し、指導者や愛好者の増加が期待できる。
- 地域ならではのスポーツ・文化芸術活動の後継者の育成につながる。
- 地域の中での連携、顔の見える関係性が向上し、地域防災や防犯の共助につながる。

3 県の方針

- 原則として、休日・平日ともに、学校部活動を地域クラブ活動に移行する。
- 国が示す令和7年度までの改革推進期間中に地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目途に休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指す。
- 平日はできるところから移行を進め、難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施する。

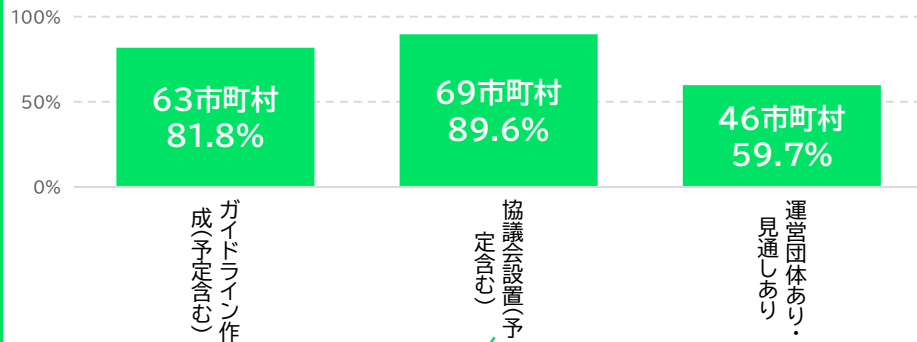
1 地域移行の現状

- 本年度、21地区33市町村が国の実証事業を実施。他に、独自に実施が15市町村。
- 生徒のニーズに応じるための複数市町村による広域連携は、令和5年度：2地域(8市町村)から、令和6年度：6地域(18市町村)へ増加。
- 県による市町村への訪問支援は、令和5年度が14市町村(のべ12回)令和6年度(8月末現在)が38市町村(のべ47回)。

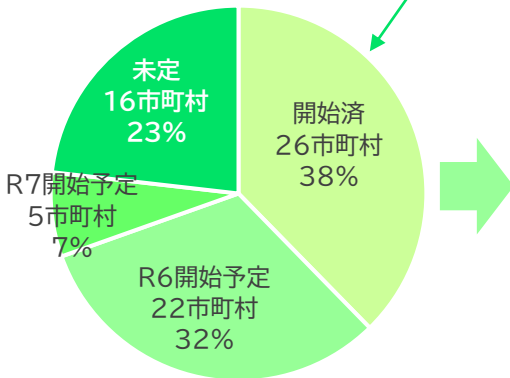
- 8月に実施した調査では、令和7年度中に53市町村(約7割)が、休日の部活動を地域クラブへ移行予定。
- 市町村の要請に応えるため、県の総括コーディネーターを増員し、手厚い支援を加速化。
- 実証事業から得た成果と課題を検証し、標準モデルを作成の上、特に動き出しの遅い市町村への支援を強化。

2 地域クラブ移行状況調査結果 (R6.8)

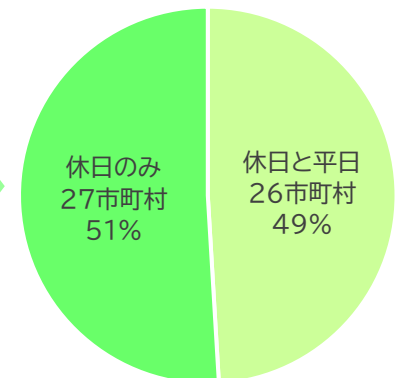
① 全77市町村におけるガイドライン、協議会、運営団体の状況



② 協議会設置(予定)69市町村における地域クラブ活動開始時期



③ 地域クラブ活動開始(予定)53市町村における活動日



3 明らかになってきた課題

(1) 運営団体(受け皿団体)不足

→協議会設置後も、運営団体(実施主体)が定まらず、地域クラブ活動を開始できない。

<要因>

○ 財源の見通し不足

→指導者報酬等、クラブ運営に係る財源の見通しが立たず、運営団体の選定まで至らない。

○ 人材(指導者・コーディネーター)不足

→小規模町村を中心に、地域指導者やコーディネーターの候補者を探せない。

(2) 指導者の質の担保

→適性の見極めと指導上のガバナンス確保を再検討。

(3) 関心・理解不足

→移行が進まない地域では、保護者や地域の関心が低く、現状維持を良しとする風潮が見られる。

(4) 事例不足

→保険の加入、適正な受益者負担額、平日の部活動との連携、事故発生時の対応、大会参加の在り方、クラブ運営に係る諸事例を基にした研究が不足している。

必要な支援

体制整備

財政確保

指導者整備

指導者整備

普及啓発

普及啓発

体制整備

中学校部活動の地域クラブ活動への移行について

保健厚生課・(スポーツ振興課)
学びの改革支援課・(文化振興課)

【目指す活動】『地域クラブ活動の環境整備は、県ガイドラインを踏まえた市町村の推進計画等に沿って進められ、活動の保障を目指す』

【目指す活動の考え方】 まずは、休日の活動について、現在行っている活動を保障。その上で、新たな種目や活動内容について、ニーズに応じ段階的に充実

県が支援する地域クラブ活動の方向性
〔指導者マッチングによる地域格差解消〕

① 基本活動

【居住地周辺】 単独の市町村又は近隣市町村との連携による比較的小さな範囲での活動の保障を目指す

○ 設置する活動種目：部活動設置率50%以上の『10種目』の選択ができる

【運動系 9種目】 陸上、男子バレー、女子バレー、男子バスケット、女子バスケット、サッカー、軟式野球
ソフトテニス、卓球

【文化系 1種目】 吹奏楽

基本形
部活動加入者の約75%をカバー

② 補完活動

【10広域内】 地域振興局の管轄区域の範囲での活動の保障を目指す

○ 設置する活動種目：部活動設置率10~50%の『11種目』の選択ができる

【運動系 7種目】 水泳、剣道、柔道、ソフトボール、スキー、スケート、バドミントン

【文化系 4種目】 合唱、美術、科学、演劇

①を補完！
・さらに加入者の約20%
をカバー

③ 発展活動

【10広域程度を目安】 地域振興局の管轄区域を目安として活動の保障を目指す

○ 設置する活動種目：部活動設置率10%未満の活動や、eスポーツ等の新たな活動についても体験できる

【運動系】 体操、新体操、相撲、ハンドボール、ローイング、ホッケー、フェンシング、ボッチャ、モルック、eスポーツ、アーバンスポーツ 等
【文化系】 伝統芸能、囲碁、将棋、軽音楽、太鼓、人形劇、料理、パソコン 等

①+②+『+α』
・レアな種目を体験できる！

1. 改革の理念

- 急激な少子化の中にあっても、将来にわたって子供たちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するのが改革の主目的
- 学校で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障

⇒ 上記の理念等を的確に表すため、「地域移行」という名称は、例えば、「地域展開」などに変更

※改革を実現するための手法を考える際には、教員の負担軽減が図られることについても考慮

2. 改革推進期間の成果等

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、意欲ある地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を完了している地方公共団体や、令和7年度末又は8年度末までの完了を目指している地方公共団体も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み
- 先行して取り組んだ地方公共団体の創意工夫により、地域クラブ活動のモデルや各種課題の解決のためのノウハウなども明らかとなってきた
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要

3. 更なる改革のために特に地方公共団体に伝えるべきこと

- これから改革に取り組む地方公共団体においては、早急に改革に着手(先行事例を踏まえ、例えば、まずは休日の改革に取り組むなど)
- 既に改革に着手している地方公共団体においては、地域の実情等に応じて、更に取組を深化
- 改革の理念を実現することが最も重要であり、その実現のための手法については地域の実情等に応じた多様な形態を想定

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、部活動改革に係る専門部署の設置や総括コーディネーターの配置など、適切な推進体制を整備することが重要
- 都道府県によるリーダーシップや市区町村へのサポート、複数の市区町村による広域連携の取組も重要
- 地域クラブ活動の運営体制については、実証事業等を通じて蓄積された多様なモデルを参考に、地域の実情等に応じて整備することが重要

5. 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させるとともに、地域ならではの新たな価値を創出することが重要
＜新たな価値の例＞
子供たちのニーズに応じた多種多様な体験（マルチスポーツやスポーツと文化芸術の融合を含む）、子供たちの個性・得意分野等の尊重、学校を越えた仲間の獲得、様々な世代との豊かな交流、専門的指導者による高度な指導、学校段階にとられない継続的な活動など
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るもの（従来の部活動の在り方に囚われる必要はない）
※民間のクラブチーム等との区別の明確化や質の担保等の観点から、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を国として示す必要

6. 次期改革期間の在り方

- 次期改革期間：「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度）
※これから改革に取り組む地方公共団体においても、前期で地域展開（困難な場合は地域連携）に着手
- 市区町村が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等に合った望ましい在り方を見出していくことが重要
- 休日及び平日の具体的な取組方針等については、更に議論を深める（※第3回WGでの議論を踏まえて、中間とりまとめ（案）の記載を検討）
- 地域の実情等に応じて継続的かつ円滑に取組を進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランスなど費用負担の在り方を検討

7. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校単位で行われてきた部活動とともに、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が重要
- こうした地域クラブ活動の意義や地域展開の進捗等を踏まえつつ、学習指導要領の次期改訂時にあわせて、地域クラブ活動と部活動に関する記載の在り方を検討（※最終とりまとめまでに更に議論を深める）

【最終とりまとめまでに検討する主な事項（個別課題への対応等）】

1. 「地域クラブ活動」の実施体制の在り方
2. 指導者の質の保障と量の確保
3. 「地域クラブ活動」を行う活動場所
4. 活動場所への移動
5. 競技大会運営の在り方
6. 保護者等関係者理解促進
7. 生徒の安全確保のための体制
8. 特別支援学校等における部活動改革
9. 費用の負担の在り方

部活動改革に伴う学習指導要領解説の見直しについて

資料 2

1. 経緯

◆令和4年6月・8月

「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」（6月）及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」（8月）
（学習指導要領解説の見直しにも言及）

◆令和4年12月

・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁）
・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について（令和4年12月27日スポーツ庁次長・文化庁次長・総合教育政策局長・初等中等教育局長通知）

4 学習指導要領解説の見直し等について

① このたびのガイドラインの改定を踏まえ、地域クラブ活動の位置付けや学校との連携の在り方等を更に明確にするため、今後、国が行う実証事業等の状況等も踏まえ、学習指導要領解説における関連の記載の見直しを行う予定であること。

◆令和5年度～

・上記の部活動ガイドラインに基づく「改革推進期間」（R5～7）がスタート
・「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業」の実施（運動部活動 R5：339市区町村、R6：510市区町村）

【運動部活動の地域移行の現状・見直し（部活動数ベース）（R6フォローアップ調査結果より）】

<休日> R5（実績）：10% ⇒ R6：21% ⇒ R7：37% ⇒ R8：55%

<平日> R5（実績）：4% ⇒ R6：7% ⇒ R7：13% ⇒ R8：22%

2. 見直しの趣旨

- 実証事業の1年目が終了し、休日を中心に、部活動の地域移行が進捗し、今後も着実に進捗していく見込みである一方で、地方自治体・保護者からは、学校と地域クラブとの連携、平日と休日の活動の指導方針等の連携が課題として挙げられている状況。
- こうした状況を受け、地域クラブ活動の更なる円滑実施に資するよう、現行の部活動ガイドラインの記載をベースに、学校と地域クラブとの連携等に係る記載の追加等を行うことで、学校関係者を含めた共通理解の促進を図る。

※学校部活動の位置付けの見直しの要否等については、学習指導要領本体の次期改訂に向け、別途、議論

1

3. 見直しの概要

(1) 学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設【総則編】 ※中学校・特別支援学校（中学部）

現行の部活動ガイドラインの記載に沿って、地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、以下の内容を記載

- ① 学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図る
- ② 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携
- ③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知

(2) 部活動の現状の位置付けの明確化【総則編】 ※中学校・高等学校・特別支援学校（中学部・高等部）

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるもの

(3) 部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮【保健体育編】 ※中学校・高等学校

- ① レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等とするなどの工夫を実施
- ② 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮

4. 今後のスケジュール（予定）

- ・10月23日・24日 部活動改革に関する実行会議WG（スポーツ、文化芸術）での審議
- ・10月25日 中教審・教育課程部会での審議
- ・12月上旬 部活動改革に関する実行会議での審議
- ・12月中 改訂・通知

【参考】学習指導要領における部活動の位置付け

中学校学習指導要領（平成29年告示）における記載

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。
特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

※高等学校・特別支援学校についても、同様の記載

【参考】 休日の運動部活動の地域連携・地域移行の動向（部活動数）

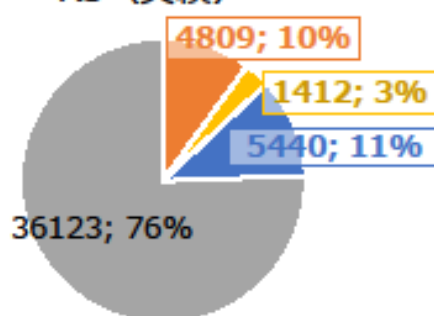
令和5年度以降、地域移行（地域スポーツクラブでの活動）に取り組む部活動数（※1）は増加している。令和7年度までには、23,308部活動（54%）が地域連携または地域移行（地域スポーツクラブでの活動）を予定している。

※休日の部活動の実施に当たり、各類型で実施した／実施予定の部活動数を調査。

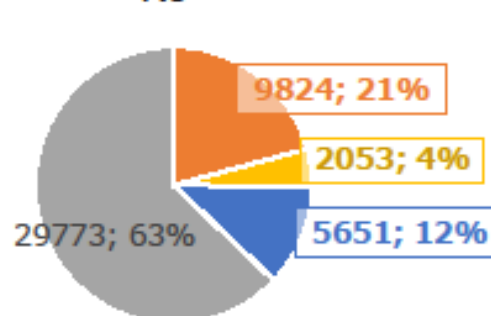
◆部活動数

- 地域移行（地域スポーツクラブ）
- 地域連携（合同部活動）
- 地域連携（部活動指導員の活用）
- 学校部活動

R5（実績）



R6

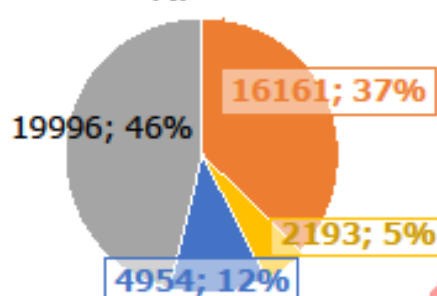


- ※1 各年度の地域移行の部活動数は、前年度までに地域移行を完了した部活動数も含む
- ※2 未定等により、年度ごとに回答率が異なるため、合計値は一致しない
- ※3 調査票では、令和5年度～令和8年度の他、地域移行（地域スポーツクラブ）は「令和9年度以降」「時期未定」、地域連携・学校部活動は「時期未定」の回答欄を設けたため、令和6年度以降の集計には一部の部活動は含まれない

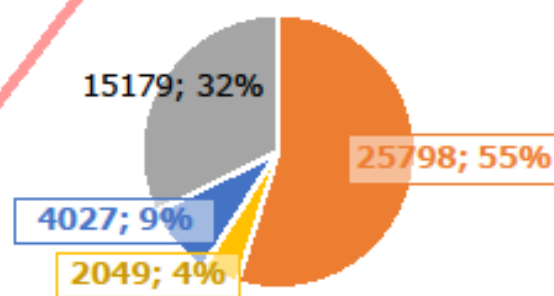
地域連携または地域移行を実施する部活動数：
11,661部活動（24%）

17,528部活動
（37%）

R7



R8



23,308部活動
（54%）

31,874部活動
（68%）

＜出典＞ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（運動部）（令和6年8月）

【参考】 平日の運動部活動の地域連携・地域移行の動向（部活動数）

令和5年度以降、地域移行（地域スポーツクラブでの活動）に取り組む部活動数（※1）は増加している。令和7年度までには、8,767部活動（31%）が地域連携または地域移行（地域スポーツクラブでの活動）を予定している。

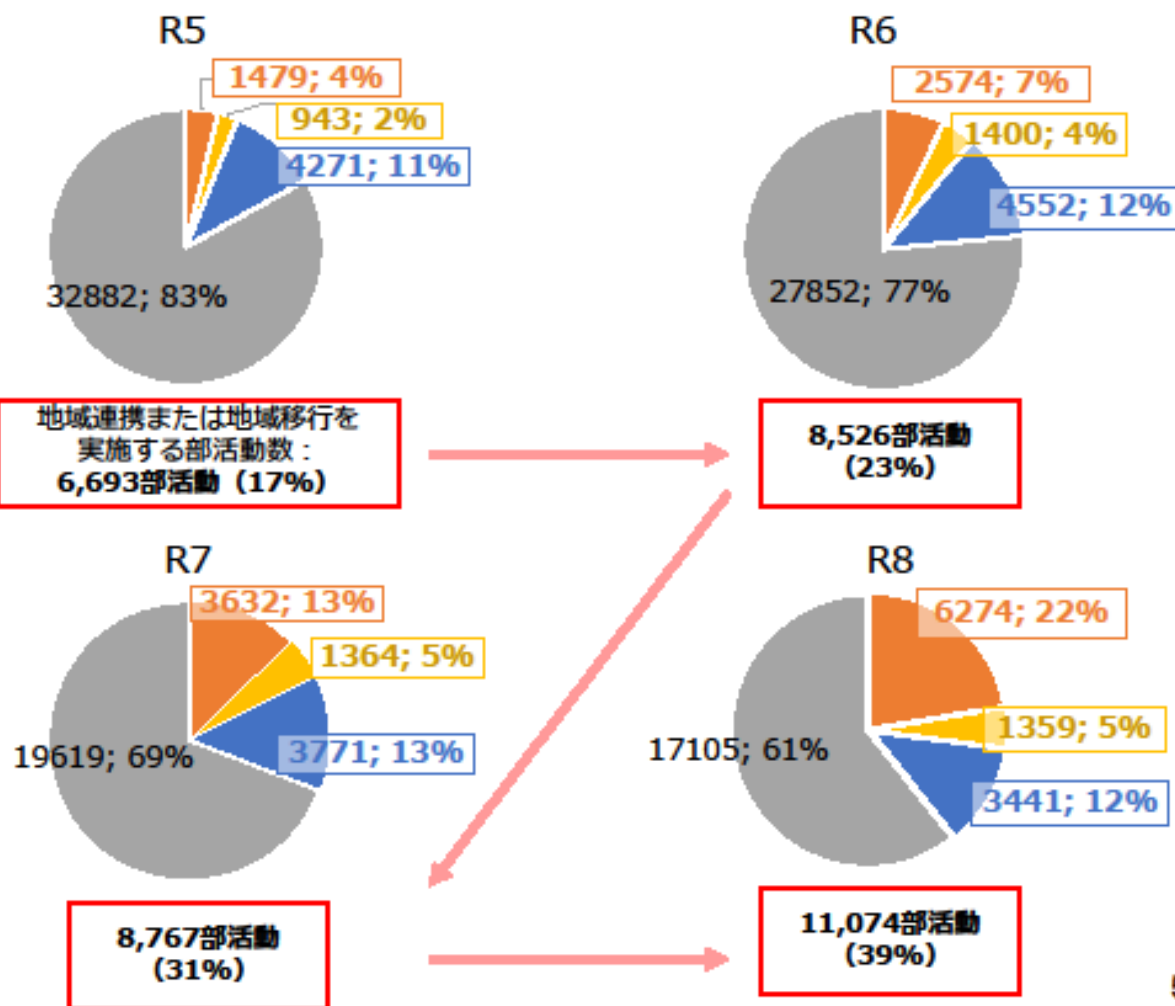
※平日の部活動の実施に当たり、各類型で実施した／実施予定の部活動数を調査。

◆部活動数

- 地域移行（地域スポーツクラブ）
- 地域連携（合同部活動）
- 地域連携（部活動指導員の活用）
- 学校部活動

- ※1 各年度の地域移行の部活動数は、前年度までに地域移行を完了した部活動数も含む
- ※2 未定等により、年度ごとに回答率が異なるため、合計値は一致しない
- ※3 調査票では、令和5年度～令和8年度の他、地域移行（地域スポーツクラブ）は「令和9年度以降」「時期未定」、地域連携・学校部活動は「時期未定」の選択肢を設けたため、令和6年度以降のカウントでは一部の部活動が含まれていない

＜出典＞ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（運動部）（令和6年8月）



学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン (令和4年12月 スポーツ庁・文化庁) (抜粋)

II 新たな地域クラブ活動

3 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、2(2)②で述べた協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。

ウ (略)

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

(1) 休日の活動の在り方等の検討

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

部活動改革に関する今後のスケジュール（案）

- 令和6年10月23日（水） 第3回地域スポーツクラブ活動WG 中間とりまとめ骨子
- 令和6年12月 実行会議 中間とりまとめ
- 令和6年12月以降 中間とりまとめに関する関係団体ヒアリング（書面）
- 令和7年2月～ 地域スポーツクラブ活動WG（2回程度を予定）
- 令和7年春頃 実行会議 最終とりまとめ

地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ
(第1回・第2回)における主な意見

※第2回意見は下線

1. これまでの取組と今後の対応について

- (1) 部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に関する成果や課題について
- 移動手段や時間、練習の回数や指導者の確保、活動費の確保等の課題がある。地域にスポーツクラブがなく、クラブの費用を払うという文化がないため、保護者負担への理解は慎重に進める必要がある。
 - 実証事業をやっているところではいい結果が出ているが、全ての地域できちんと成立していくのか、成立していかない地域も大きいのではないかと。
- (2) 地域スポーツ・文化芸術創造の理念について
- 急激な少子化の進展に伴って、子供たちが将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するという理念は浸透していている。この理念も含めて周知徹底をし、理解を深めていくことが必要ではないか。
 - これまでの流れとして、元々、地域で育てた子供たちが、部活動で学校の中に入り、そして今回の改革で、また地域に戻ってくるという形なる。地域クラブは、一気通貫で地域の力によって子供たちを育てていく場になることの意味が大きい。
 - 部活動の地域移行については、学校から地域への切離しではなく、学校と地域が一体となって連携しながら、子供を中心としてみんなで支えていくような世界観をもって進めていくことが重要なのではないかと。
 - 「部活動の地域移行」というと、部活動そのものをただ地域に委ねてしまうというイメージがある。学校と地域を分断するものではなく、学校が地域に包摂されながら一緒になって作っていく、という理念が明確となる名称にすべき。
 - 学校を地域の学びの拠点として地域に開くという感覚で、部活動もその中の一つとして捉えていくとよいのではないかと。

○ 学校が、場所としての地域の学びのハブになることには賛成だが、望まない教員が関わらないということはしっかりメッセージとして打ち出していく必要がある。

(3) 地域クラブ活動の在り方について

- 地域クラブ活動について、中学生年代の子供たちが部活に代わって地域でやる以上は、やはり教育的な活動でなければならないのではないかと。
- 学校の部活動と地域クラブに移行されたスポーツ活動というのは全く違うものであり、この点をどのようにみんなで納得していくかが課題となる。
- 部活動が求める教育的意義を継承した地域クラブ活動だけでなく、もっと上へと目指したい子供たちのために、競技団体と連携して組織を作ったり、複数の種目を体験できる制度を作った。
- 地域クラブでは、小学生期、中学生期という学校の世代区切りではなく、年代を通して地域で育成していけるという利点がある。
- 保護者や指導者が、勝利のみを目的とした地域クラブをつくっている例もごく一部見受けられ、地域クラブというのはどのようなものかを議論する必要がある。
- 総合型地域スポーツクラブ認証制度では、ガイドラインの遵守、活動の質や活動の継続性、連絡・連携体制、保険への加入などリスクマネジメント等に関する基準の設定を検討しており、この登録制度や認証制度の基準や要件が参考になるのではないかと。
- 地域クラブ、部活動、ユースチームの登録区分けの整理が必要。地域クラブの定義が、中体連、教諭ごとに異なり、理解がばらばらである。また、中体連に加盟している地域クラブが競技団体に未登録であり、管理ができないという課題もある。
- 子供たちがデジタルを使うことで、自主性が生まれ、自分で探究するという新しい学びができるほか、先生から教えられる必要がなく、指導者の負担軽減にもつながる。日本には GIGA スクール端末があるので、部活動でも使っていくべきではないかと。

- 学校で先生方が部活動を指導するというところに絶対的な信頼を置いている保護者もいるが、地域のクラブで育ってきた競技者などに話を聞くと、地域のクラブで様々な教育的な指導を受けて、育ってきたという声も多くある。
- 部活動の地域移行は、部活動の「そのままの移行」ではないことを明示する必要があるのではないか。
- これまで、中学生世代では「部活動」又は「地域の専門クラブ」という選択肢が大半であったが、部活動改革を機に、よりライトな活動や、複数の活動に参加する(マルチスポーツ)など、参加者のニーズに応じてスポーツへの関わり方を選択できる環境を目指す必要があるのではないか。
- 地域クラブ活動の定義・意味合いについて関係者で共通認識が得られるようにすると良い。
- 子供たちのそれぞれのレベル・ニーズに合った活動をすれば良い。場合によっては、平日は活動せず、週末の試合・ゲームだけやっても良い。それぞれの地域に合った子供たちのスポーツの楽しみ方を作り出していくことが重要。

(4) 地域スポーツ・文化芸術推進体制の構築について

- コーディネーターは単に学校と地域を結ぶだけではなく、指導者の資質向上に向けた研修会の開催などを含む、域内の取組の管理運営が求められ、日常的に考え、動くことができる人を配置することが必要でないか。
- 県のコーディネーターを地区ごとに配置し、市町村が実施する会議等での指導、助言や、進捗状況や課題の迅速な把握が可能になった。
- 総括コーディネーターを配置したことで、県の教育委員会に対して、専門的な知見をもって細部にわたるアドバイスをもらうことができた。
- 地方自治体の事例として、学校教育課の中に設置されている部活動地域移行室の職員が、スポーツ推進課と文化振興課とを併任しており、いわゆる行政の壁と言われるものをなくして、一緒になって進めていく体制を構築している。

- 組織内に部活動改革係を設置したことで、スピード感をもった対応や、他県の状況把握、各競技団体・関連団体等との連携等が可能になった。
- 今一度、スポーツ推進委員の役割を再考し、委嘱する側も役割を明確化し、スポーツ推進委員自ら動くことが必要ではないか。
- 教育関連部局と首長部局の連携の仕方などを含めて、地方自治体の状況を踏まえた上で、国が様々なモデルを提示し、地方自治体を選択できるようにする必要がある。
- 個別の部署の縦割りの中では、自治体として全体をまとめた統一した方向性を出したり、予算を組んだりするのは難しいので、専門部署をつくったほうがいい。
- 県において専属部署を設け、専任の職員を配置することで集中して業務に関わることが可能となり、多くの市町村に対する指導・助言等をスピーディーに行うことができる。また、学校のことを知っている職員がスポーツ部局やスポーツ団体の中にいることで円滑に取組が進む。

(5) 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制について

- 地域クラブの中にはガバナンスが効いていないクラブがあるので、安心安定した信頼されるクラブとなることが必要。

(6) 時代に即した指導者の質の保証・量の確保について

- 地域や保護者に信用してもらうためには、指導者の資質向上が必要である一方、地域の指導者が公認指導者資格を取得することが時間的、経済的に大変なことから、地方公共団体オリジナルのライセンス制度を検討した。
- 地域における実施主体者、取組条件などの情報が不明確であり、なかなか大学とのマッチングがうまくいかないという課題がある。
- 大学生にアンケートをとると、約半数が部活動の指導に興味があると回答したが、実際に指導経験があると答えた学生は6%程度。時間の捻出、指導の知識に自信がない、経済的な利点があるのか条件の理解不足が課題となっている。地域クラブ活動での指導を、学生のキャリア形成にどう位置付けていくのかということが今後必要ではないか。

- 職員室と同じフロアに地域クラブ活動の指導者の部屋を設けることで、よいコミュニケーションが生まれている。

(7) 安全確保の体制づくりについて

- 地域クラブ活動においても、子供や保護者の安全安心の確保のため、しっかり学習して、知識、技能を身につけた指導者が不可欠。

(8) 地域クラブ活動の活動場所の確保について

- スマートフォンを活用してロックの解除ができるようなスマートロックの設置や、施設の破損や備品の紛失などを含め、活動場所の安心安全を担保するためのクラウドカメラの設置など、ICTの活用が重要ではないか。
- 施設の利用調整も学校の先生方の負担になっているので、スマート化したり予約システムを導入したりすることで、運営全体の管理やコストを削減できるのではないか。学校施設の管理手法の見直しや指定管理制度の導入、運営管理の外部委託なども検討していくべき。

(9) 活動場所への移動手段の確保について

- 地方公共団体の取組例の1つとして、「スポーツ振興車」を各地区に配置し、車のリース料は地方公共団体が負担し、運営は総合型地域スポーツクラブとなっている。

(10) 大会の在り方の見直しについて

- 学校で大会に参加すると地方公共団体からの補助が出るが、地域クラブでは補助が出ていないため、地域のクラブチームではなく学校で出場するというケースがある。
- 各都道府県の中体連に、都道府県をまたいだ大会出場を許可するよう伝えているところであり、令和9年から大会の在り方も変わる。
- 教員が運営する大会に、地域クラブが試合だけに参加することについて、意識を変えなければならない、という声が上がっている。
- 公立学校のチームでは、公式戦は新人戦と全中の2試合で終わってしまうことが多いので、近場で負担のかからない形で、リーグ戦を楽しんでもらうということを広めていきたい。

- 休日は地域クラブ、平日は部活動と両方の活動が併存する中で、どちらの所属で大会に参加するかを明確にする必要がある。

(11) 部活動の位置付け・在り方について

- 次期学習指導要領の中における部活動の扱いによって、平日の進め方も含めて、最終的に見える姿がはっきりするということが、自治体として取り組むためには非常に大きな要素となっている。
- これから地域と連携していくことがとても重要なので、学習指導要領から完全に切り離すのではなく、教育課程に関連づけて、地域と連携した形で動けると、様々な学びが生まれるのではないか。
- 部活動や地域のスポーツ活動において、多様な活動に参加できるよう1つの活動当たりの日数を減らしていくことが必要でないか。
- 部活動の指導を望まない教員が顧問を強制されないことを徹底する必要があるのではないか。

(12) 周知・広報について

- 保護者の経験による部活動と、これからのスポーツ文化や地域スポーツコミュニティとしての部活動の考え方とは大きな乖離があり、そこを埋めていくことも課題となる。

(13) 特別支援学校等における部活動改革について

- 都道府県競技団体では、パラスポーツはほとんどないので、地域で障害のある子供にスポーツを教える環境の整備、公認のパラスポーツ指導員を増やすことが課題であり、また、子供たちがスポーツを楽しむ拠点となる障害者スポーツセンターを充実することも地域のスポーツ活動における一つの大事な要素となる。
- 指示の出し方、支援や介助方法、パニック時の対応など、地域のスポーツクラブやスポーツ団体等における「障がい」に対する理解の促進や、「障がい」に関する理解を有する指導者、支援者の確保が必要ではないか。

○ 障がいのある子供たちに理解のある指導者・支援者が確保されないまま地域移行すると、障がいのある子供たちが活動に参加しづらくなってしまいう可能性がある。地域移行を無理にせずとも、活動場所を特別支援学校に据えながら、外部の指導者・支援者に協力いただくような形が取れば、障がいのある子供たちのスポーツ活動も保障できるのではない。

○ 地域クラブで、障害のある子供と障害のない子供が一緒になって楽しむ機会が増えていくのが理想。部活動の地域クラブへの移行が、障害のある人もない人も一緒になって楽しくスポーツ・運動をする、そういった共生社会をつくるための契機となればよい。

2. 今後の地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革の進め方について

(1) 休日・平日の部活動改革の取り扱いについて

○ 都道府県・市町村の取組を促進するため、国の方針を明確に示すべき。都道府県の関わり方が難しいので、都道府県に求める役割を明確に打ち出すべき。

○ 平日と休日は一体的に取り組むべき。高校についても今後取り組んでいくということを明確にしながら進めると統一感があって良い。

○ 平日も含め、地域クラブ移行はその地域に合った方法で進めるべき。自治体ごとに違うやり方があって良い。

○ 平日についても、好事例等の情報共有を行う必要があり、実証事業のような形で国の支援が必要。

○ 平日の地域移行の一緒に考えたいと思うが、平日の放課後の時間は指導者がそろわず、活動時間が夜間になるとナイターの料金もかかるという課題もある。活動日も少なくならざるを得ない。

○ 平日の部活動がなくなったときに、学校が何をもとにまとまりを作っていけば良いか、学校としての役割をどう形でのどのように果たしていくかという議論が必要。

(2) 次期の改革期間について

○ 地域において取組が進むのは5年、6年とかかる話となる。次期改革期間については、5年でもよいが、3年で刻みながら、ホップ（現行の改革推進期間）、ステップ、ジャンプの形で、スタートアップのフェーズ（現行の改革推進期間）、拡大のフェーズ、定着のフェーズと分かりやすい形で進めていくことが必要ではないか。

○ 取組が先行している地域に対するインセンティブと、そうではない地域に対する配慮と、両方について考える必要がある。

○ 次期の改革期間は、3年、3年で区切るのがよいのではないか。例えば、前半の3年は、改革を徹底する期間として、休日の部活動を廃止して地域クラブに移行し、後半の3年は、改革を終了する期間として、平日の移行を進めていくような形が考えられる。なお、中山間部や離島など地域の受け皿がないところでは、エンジョイ型・マルチ型といった形で部活動を残して子供達のスポーツ機会を確保していくこともあり得る。

○ この改革推進期間において、この先どうなるのかという不安の声がよく地域で聞こえてきた。次の3年、その先の3年と、先を見据えたステップや方向性を示すことが重要。

(3) 今後の支援の在り方について

○ 市町村への財政支援については、今後地域クラブ活動を持続可能なものにしていく観点、県の財政の持続可能性を確保する観点から、受益者負担の考え方、行政からの補助については、慎重に検討していかなければならない。

○ 国の支援として、単年度助成方式が取られているが、複数年でできる形が取れないか。

○ 取組が先行している地域に対するインセンティブと、そうではない地域に対する配慮と、両方について考える必要がある。

○ 各自治体が持続可能な形で自走できるまでしっかりと支援することが重要。

- すでに取組を進めている自治体へは、様々な課題に対応した支援をし、これから動き出すところは、初動のサポートを手厚くするなど、支援メニューを明確化することが必要ではないか。

(4) その他

- 教員の負担に関してもゆとりが出てきており、教育面での充実が広がってきた。
- スポーツ基本計画や学習指導要領、教育振興基本計画などとの関係を明確にしなが、そこに生かしていくことが重要ではないか。

地域クラブ活動の要件等を定めている自治体の事例

参考資料 2

●山口県の取組例

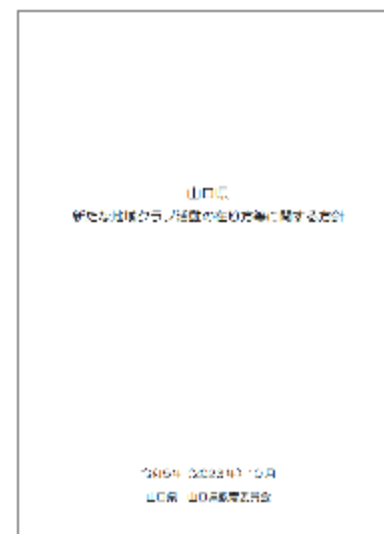
- ✓ 都道府県が示した地域クラブ活動の要件を踏まえ、市区町村が地域の実情を踏まえながら、地域クラブ活動の要件を調整して設定し、登録・指定等を実施。

◀地域クラブ活動の要件▶

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を継承する活動であることを踏まえ、単に中学生が加入するスポーツクラブ・文化芸術クラブ等とは区別する必要があると考えられる。特に、行政からの支援の対象となる地域クラブ活動については、この方針に従って、例えば、市町が以下のような要件を設定し、登録・指定を行うなど適切な地域クラブ活動として運営されることが望ましい。また、必要に応じ、地域の実情を踏まえながら、近隣市町と要件を調整することも想定される。

市町が認める地域クラブ活動であることとして、

- 国が通知した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っていること
 - 学校部活動の全部、または一部を引き受ける団体であること
 - 活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行われていること
 - 規約・定款等に基づき団体の運営を行い、会計について公の場で承認を受け、適切にされていること
 - 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向けて、必要に応じて学校と連携する体制が整備されていること
 - 公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、または市町が基準として示す指導者研修会等を受講した指導者が携わっていること
 - 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定していること
 - 適切な活動時間や休養日等を設定していること
- などの要件が考えられる。



出典：山口県、山口県教育委員会「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（令和5年（2023年）10月）

●北海道北見市の取組例

「北見市地域クラブ活動認定制度」について

北見市立学校における部活動の受け皿として、北見市地域クラブ活動に認定し、支援することにより、中学生等のスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境の充実を図るとともに、生涯スポーツ・生涯学習社会の実現を図ることを目的とする。

<認定の要件>

- ・部活動の地域の受け皿として、中学生等を対象にスポーツまたは、文化芸術活動を行い、専門性の高い指導を目指すこと。
- ・「北見市立学校における部活動の在り方に関する方針」に沿った活動(休養日・活動時間については遵守)であること。
- ・北見市内の社会教育施設等の公共施設または学校施設を活動の拠点としていること。
- ・地域クラブに参加する会員(中学生等及び保護者)が自由に加入及び脱会できること。また、脱会の際には会費等の取り扱いを明確にしておくこと。
- ・団体の規約、年間活動計画、年間収支予算、役員名簿等を整備していること。
- ・会員から運営に必要な会費等を徴収していること。
- ・営利を目的とした団体でないこと。
- ・中体連等の各種大会は、地域クラブとしての参加を原則とすること。

認定地域クラブ活動への支援

- ・各種大会、コンクール等への参加補助
- ・就学援助世帯へのクラブ活動費の給与
- ・北見市ホームページでの活動紹介



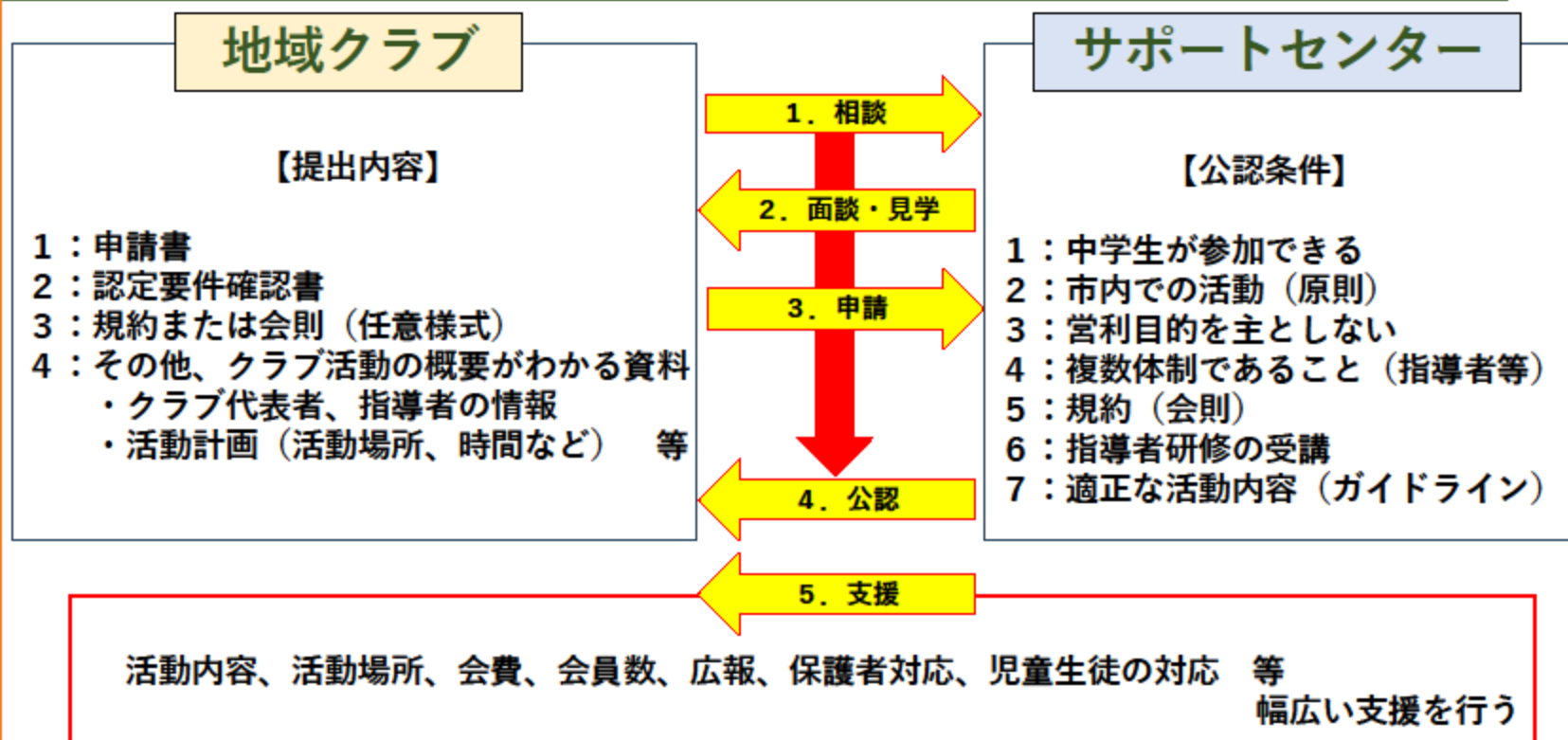
北見市地域クラブ
活動認定制度



北見市認定地域
クラブ活動の紹介

出典：第2回地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ（令和6年9月18日）における北海道北見市提出資料

地域クラブ公認制度

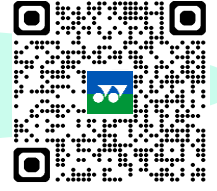


出典：第2回地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ（令和6年9月18日）における静岡県掛川市提出資料

公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団
YONEX SPORTS FOUNDATION

来年度分受付開始

2025年度ジュニアスポーツ振興助成事業 中学校部活動の地域移行(連携)推進助成



1 目的

中学校部活動から地域クラブ活動への移行に伴い、中学校並びに地方公共団体などと連携し、学校以外の地域団体が運営する事業へ支援し、地域における中学生スポーツの普及と発展の推進に寄与する。

2 実施期間

通年(毎年4月1日～翌年3月31日)事業として、年度ごとの報告書・次年度計画書を4月10日までに提出する。また提出書内容を審査し、最大3年間とする。

3 交付予定

毎年、新規5事業前後への助成金交付を予定とし、初年度5事業、2年目合計10事業前後、3年目合計15事業前後、4年目以降は15事業前後にて実施する。この助成事業は、3年毎に状況を確認し、当事業継続の有無を決定する。

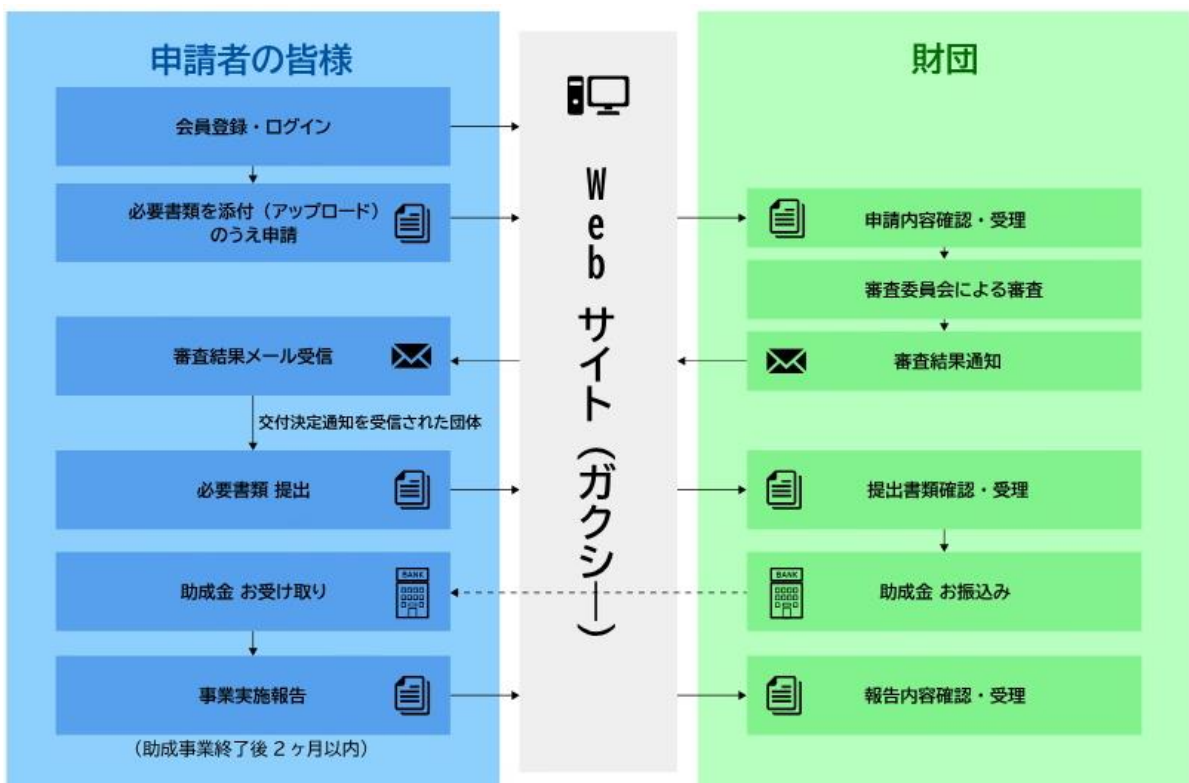
4 助成金

一事業の年間総費用額に対し、50%以内で100万円を上限とする。事業費には、旅費、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、スポーツ用具費、指導者等の謝礼、その他事業に必要な経費を含む。ただし交際接待費は除外する。

5 対象期間と申し込み

【前期・通年】

対象期間 : 2025年 4月1日～9月30日 及び 2025年 4月1日～2026年3月31日の事業
 申し込み受付開始 : 2024年 9月 13日
 一次締め切り : 2024年 11月 5日
 最終締め切り : 2024年 12月 5日
 審査結果通知 : 2025年 3月上旬(予定)



スポーツ活動等普及奨励助成事業【中学校等の放課後活動への助成】

- (1) 放課後活動振興モデル事業
- (2) 中学校部活動中学校部活動地域連携・移行普及事業



1 目的
我が国におけるスポーツ活動等(スポーツ活動、文化活動)の普及奨励を図ることを目的とする。

2 助成対象事業・事業例と助成金額

- (1) 放課後活動振興モデル事業 (1事業上限250万円/1年、助成期間は原則3年間(令和6年度～8年度))
 国及び地方公共団体の政策等を踏まえ、地方公共団体と学校(小・中学校)及び関係団体等とが連携・協力して、部活動等放課後活動を先導的・計画的に推進するためのモデルとなる事業
 【事業例】
 子供たちが放課後に学校や地域で多様な活動を継続的に親しめる環境づくり、中学生が参画する体制、安全に活動する体制等
- (2) 中学校部活動地域連携・移行普及事業 (1事業上限50万円、助成期間は、単年度)
 中学校部活動の地域連携・移行に向け、中学生(限定)が各地域で多様な活動に親しむ機会を提供する事業
 ※参加する中学生が50人以上
 【事業例】
 中学生(限定)を対象とした競技会、交流会、研修会、コンクール、発表会等

3 応募から助成金交付まで (前年度例)

- 応募受付期間 : 令和5年12月20日(水)から令和6年1月31日(水)16時
- 助成の決定・通知 : 令和6年3月上旬以降
- 助成事業の開始 : 令和6年4月1日から
- 助成金の交付 : 令和6年4月中旬以降

令和6年度は、本県で3つの運営団体が助成を受けました

- 特定非営利活動法人南信州クラブ
 事業名 飯田・下伊那地区中学校休日部活動地域移行構築事業「エンジョイ スクエア」(※R5モデル事業)
- 松川村
 事業名 中学生スポーツ体験会「バリチャレ」
- 特定非営利活動法人 チャレンジゆうAchi
 事業名 阿智中クラブ+(プラス)

南信州クラブ (長野県飯田市) 令和5年度 3,560千円

飯田・下伊那地区の中学生を対象に、各種スポーツの試合や記録会を開催し、ゲームを通じてスポーツの楽しさを知ってもらい、令和7年度末までに中学校休日の部活動のスムーズな地域移行につなげる。

【令和7年度末の成果目標】 飯田市・下伊那郡全体の地域移行モデルの確立。

- 1) 部活動加入者のうち、中学1・2年生：7.5%、3年生：4.0%が参加
- 2) 7、9～12月の休日に、2.1種目、参加者：1,200人

＜令和5年度実施状況＞

- ・地域内全中学生を対象とした意向調査
- ・令和5年度システムの構築
- ・地域内競技団体と協力体制の確立
- ・1.3種目で試行開始(2か月)

＜令和6年度計画＞

- ・地域内全中学生を対象とした意向調査
- ・参加者の実施
- ・1.8種目で試行(4か月)
- ・新たなイベントの企画・実施

＜令和7年度計画＞

- ・地域移行モデルの完成
- ・参加者の実施
- ・2.1種目で試行(5か月)
- ・新たなイベントの企画・実施

令和5年度の主な取組

- ・1.3種目で実施。全中学生の意向希望調査(9月)を踏まえ決定
- ※回答者：2,473人(58.6%) / 全生徒数：4,223人
- (サッカー、バスケットボール、野球、バレーボール、卓球、テニス、ソフトボール、バドミントン、ラグビー、空手、弓道、アーチェリー、ゴルフ)
- ・10月27日からネット申込システムにより受付を開始
- ・11月3日～12月24日(8週間)の土・日・祝日のうち1日開催
- ・原則、参加者全員参加のゲームや記録会を開催
- ・参加者が審判とプレーヤー(見てもやっても楽しめるスポーツ文化の構築)

中学生体験会 色んな挑戦の機会を!

3つの体験型

2024.05～2025.03

体験会実施期間 2024.05～2025.03

※プログラム内容はご入会後、随時お知らせいたします。

Step.1 Google Formで21種目の体験会メニューを希望する

Step.2 体験会参加者として登録

Step.3 体験会当日参加

Step.4 体験会後アンケート

主催：松川村公衆衛生課

共催：松川村スポーツ協会

協賛：松川村教育委員会

公益財団法人スポーツ安全協会

0261-62-2481

特定非営利活動法人チャレンジゆうAchiの活動と中学生の放課後等の取組

特定非営利活動法人チャレンジゆうAchi(以下、「クラブ」という)は、次の活動を両輪として、中学生の放課後等の活動支援を行っている。

1つ目は、2020年度より中学校、村教委と連携して開設した、中学校部活動後の活動を支援する講座「阿智中クラブ」の取組である。部活動種目をさらに広げ、技術の向上を図りたいと願う生徒のニーズに応えた活動である。部活動加入生徒の約8割が「阿智中クラブ」に加入している。

2つ目は、小学生～高校生を対象に、年間を通じて多様なスポーツ・文化活動の体験(バスケット、バドミントン等)ができる講座を開設し、関心のある種目に参加してスポーツ・文化活動の機会を広げる取組である。バスケット講座は人気で中学生の参加も多い。小・中・高校生、一般と幅広い世代が集まり交流の輪が広がっている。

2020.4.1～

- 責任の所在 チャレンジゆうAchi
- 但し、賠償責任は保護者の範囲内
- 活動の主体 保護者(指導者)
- 活動時の確保 ○保護加入の代行
- 中学校体育館・音楽室の管理
- 中学校教員・音楽室の確保
- 指導者・世話役への謝金の支払い
- 村教委・学校・チャレンジゆうAchi三者による必要事項の協議

2023年度講座

5/24(水)	全8回水曜日	19:30～21:00	中学校体育館
7/19(水)	全8回水曜日	19:30～21:00	中学校体育館
10/25(水)	全8回水曜日	19:30～21:00	中学校体育館
1/17(水)	全8回水曜日	19:30～21:00	中学校体育館
2.4(水)	全20回	17:00～18:00	中央公民館

令和6年度以降「阿智中クラブ」の機能を活用して、中学校休日部活動の地域拡大と検討している。それに至った経緯と今後の構想は次の通りである。

1. 休日部活動の地域移行に関わり、中学校部活動地域移行協議会を上げ、クラブもここに参画した。県の方針を待って、クラブに地域移行の方針で協議に入るとを確した。

2. 「阿智中クラブ」の機能を活用しながら準備に取組、令和7年度から活動の地域移行を開始し、令和8年度末には完全実施することを目標に、していきたいと考えた。

3. 地域移行に関わる事業者を「阿智中クラブ(プラス)」とした。

4. スポーツ団体の発足は重要で、引き続き中学生が参加しやすいスポーツ・文化の充実を図っていく。

活動の地域移行委託事業「阿智中クラブ+(プラス)」 令和6～8年度計画

- 休日部活動の地域移行
- 運営主体保護者会の指導
- 「阿智中クラブ」展開
- 兼業兼業教員の指導
- 指導者研修
- 補助金提供
- 休日部活動の地域移行完了

【チャレンジゆうAchiのスポーツ・文化活動の講座】中学生の参加し易い講座の提供

卓球、バドミントン、バスケットボール、ニュースポーツ、パススポーツ、絵画教室